

第2期

山江村子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年度～6（2024）年度



令和2年3月

熊本県 山江村

はじめに

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域の子育てをめぐる環境の変化等、子ども・子育てをとりまく環境が大きく変化しています。また、保育ニーズの多様化も進んでおり、そのような状況下において、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

この環境の変化に対応するため、子育てをしやすい環境の整備を行い、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指す必要があります。

本村では平成27年3月に「山江村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「むらを誇り、思いやりあふれる子が育つ 山江村」を基本理念として、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、様々な子育て支援に取り組んできたところです。

また、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、令和元年10月から「幼児教育無償化制度」が実施されました。幼児教育の無償化は生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

このような中、本村では、これらの動向及び、現行計画である「山江村子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況、課題を整理するとともに、ニーズを把握したうえで、村内における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその実施時期等を盛り込んだ「第2期山江村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後は、本計画に盛り込まれた施策を具現化すべく、村民の皆さまのご協力を得ながら子育て支援を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「山江村子ども・子育て会議」の皆さまをはじめ、ニーズ調査等にご協力いただきました村民の皆さまに心からお礼申し上げます。今後とも村民の皆さまには、山江村の福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和2年3月

山江村長 内山慶治

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の法的根拠と位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制と方法	4
第2章 山江村の現状	5
1 統計データから見る山江村の現状	6
2 アンケート調査結果の概要	13
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況	26
4 現行計画の取り組みの状況	32
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念	40
2 基本的な視点	41
3 子ども・子育て支援制度の概要	42
4 教育・保育提供区域の設定	45
5 取り組みの体系	46
第4章 子ども・子育て支援給付	47
1 施設型給付	48
2 地域型保育給付	48
3 児童数推計	49
4 量の見込みと確保方策	50
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	56
6 産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保	56
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について	56
第5章 地域子ども・子育て支援事業等	57
1 地域子ども・子育て支援事業等	58
2 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画	66
第6章 山江村での取り組み	69
1 職業生活と家庭生活との両立の推進	70
2 要保護・要支援児童への取り組みの推進	71
3 子どもと保護者の健康づくり	73
4 地域における子育て支援	75

第7章 子どもの貧困対策推進計画	79
1 計画策定の背景と趣旨	80
2 アンケート調査結果からみえる子どもの状況	82
3 基本方針	87
4 主な取組	88
基本方針1 教育の支援	88
基本方針2 生活・就労の支援	90
基本方針3 経済的支援	93
基本方針4 連携体制等の構築	94
第8章 計画の推進に向けて	97
1 計画の推進体制	98
2 計画の進行管理	98
資料編	99
1 山江村子ども・子育て会議条例	100
2 山江村子ども・子育て会議委員	101
3 計画策定の経緯	101
4 用語解説	102

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国においては、急速な少子化等を背景として、子どもを取り巻く環境は大きく変化し続けています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てで不安を抱える保護者の増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子どもや子育てをめぐる課題は複雑化・多様化しています。

国では、平成 24 年に子ども・子育ての分野で、「子ども・子育て支援法」（以下「法」という。）をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、この子ども子育て関連 3 法に基づく新たな支援や仕組みとして、「子ども・子育て新制度」が平成 27 年に始まり、各市町村は「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

山江村においても、「山江村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものとして、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育と保護者に対しても子育て支援の総合的な提供を行ってきました。

今後は、幼児教育・保育無償化、働き方改革など子育て世帯を取り巻く環境もめまぐるしく変化していく中で、「子どもを産み、育てたい」「子育てが楽しい、安心して子育てができる」というように、山江村の子どもとその親が安心して住み続けることができるように子育て支援を行う必要があります。

現行計画に引き続き、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の充実などを目指して子育て施策を推進していきます。

こうした社会状況の流れや本村の特徴を十分踏まえ、子育て環境のさらなる向上に向けて、「子どもに関する総合的な計画」として、第 2 期山江村子ども・子育て支援事業計画を策定しました。



2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条に基づく貧困対策の取組に関する計画を一体的に策定したものです。

また、本計画は、上位計画である「山江村総合振興計画」や、その他関連計画と整合性、連携を図るものとします。特に、「児童福祉法」に基づく「山江村障がい児福祉計画」については、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握することとされているため、調和を保つこととします。

さらに、「山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略」と有機的に連携させることで人口減少や少子高齢化の抑制に努めます。

3 計画の期間

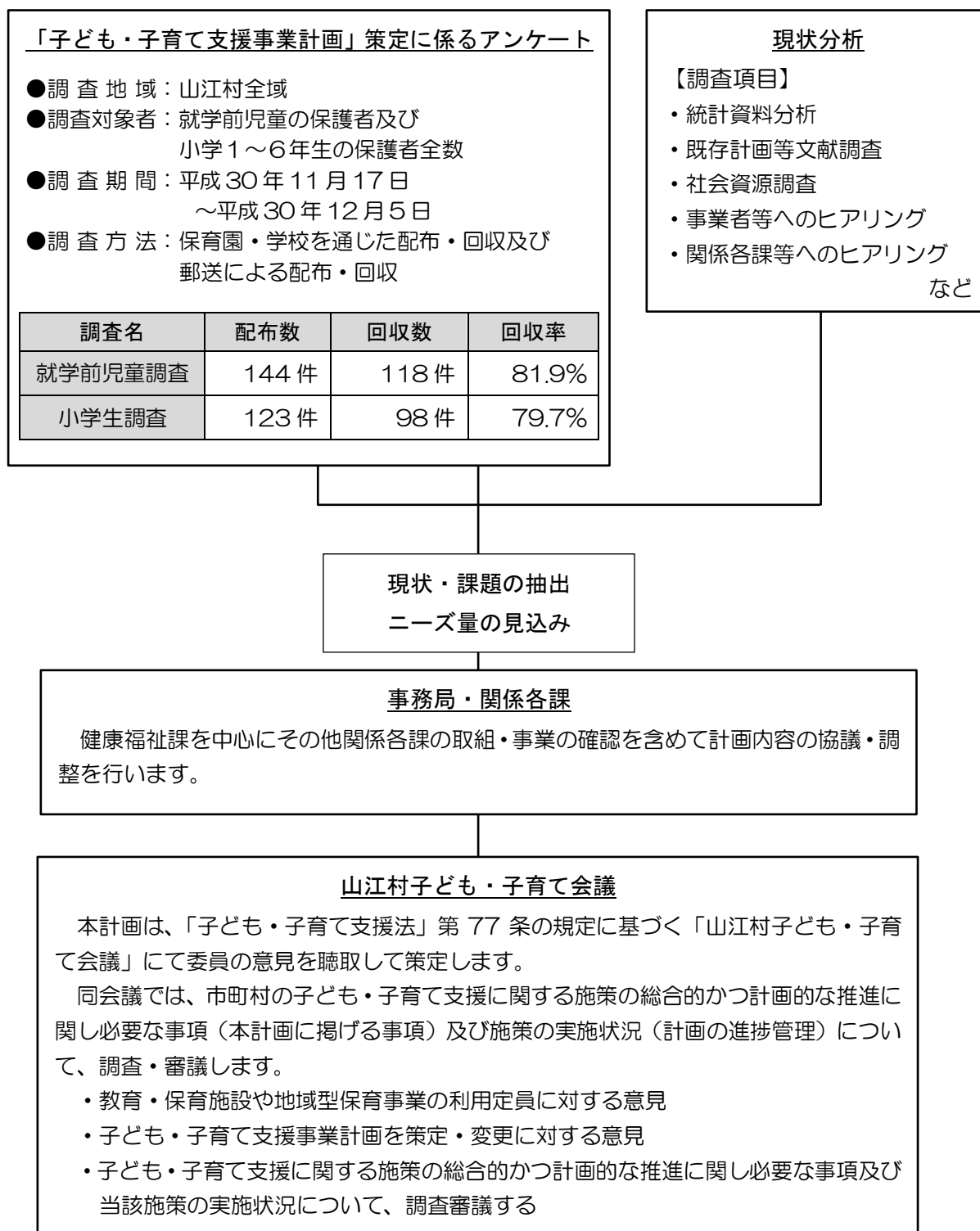
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

なお、保育・教育に対するニーズや子ども・子育てを取り巻く環境、社会情勢の変化等により、計画の見直しが必要とされる場合には、必要に応じ見直しを行うものとします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期子ども・子育て支援事業計画									
				策定	第2期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援地域行動計画) (子どもの貧困対策推進計画)				

4 計画の策定体制と方法

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあっては、「市町村子ども・子育て会議」を設置することができるとされています。本計画の策定においては、「山江村子ども・子育て会議」が同法で定める「市町村子ども・子育て会議」の役割を担うものとして位置づけ、第2期計画の審議を行いました。



第2章 山江村の現状

1 統計データから見る山江村の現状

(1) 人口・世帯の状況

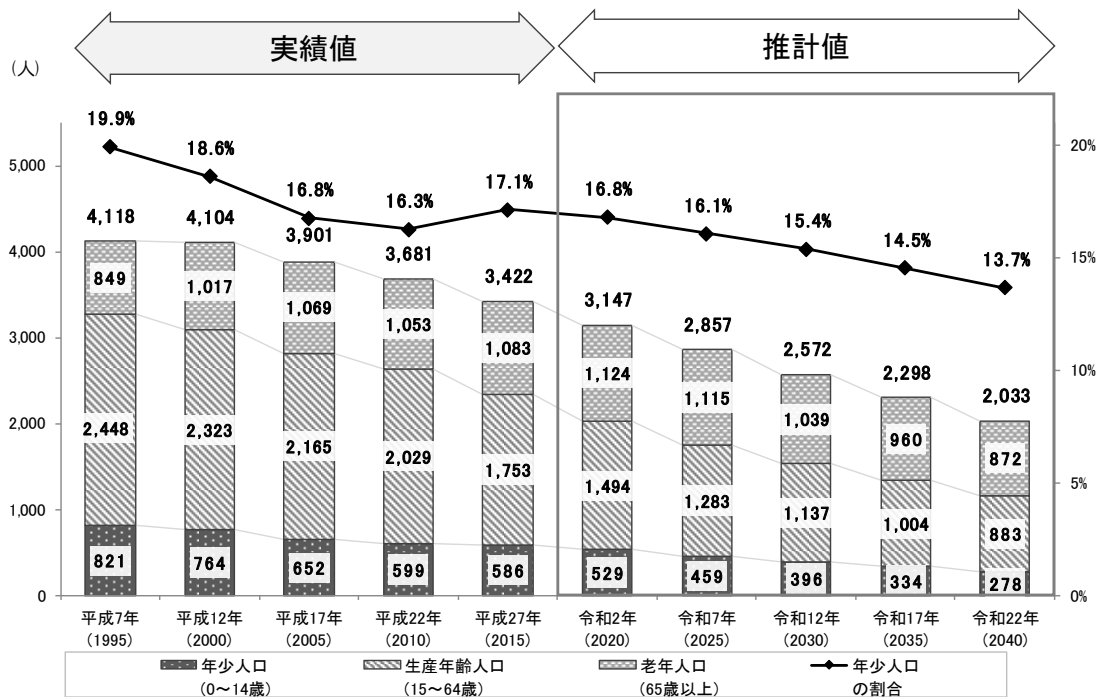
①年齢3区分人口構成の推移

本村の総人口は、平成7年の4,118人から平成27年の3,422人と、20年間で696人減少しています。

年齢3区分別にみると、老年人口（65歳以上）は増減しているものの、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は一貫して減少しています。

年少人口割合は、平成22年までは減少しているものの、平成27年においては増加しています。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後も人口は減少傾向で推移すると見込まれます。



	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
総人口(人)	4118	4104	3901	3681	3422	3147	2857	2572	2298	2033
年少人口(0~14歳)(人)	821	764	652	599	586	529	459	396	334	278
構成比	19.9%	18.6%	16.7%	16.3%	17.1%	16.8%	16.1%	15.4%	14.5%	13.7%
生産年齢人口(15~64歳)(人)	2448	2323	2165	2029	1753	1494	1283	1137	1004	883
構成比	59.4%	56.6%	55.5%	55.1%	51.2%	47.5%	44.9%	44.2%	43.7%	43.4%
老年人口(65歳以上)(人)	849	1017	1069	1053	1083	1124	1115	1039	960	872
構成比	20.6%	24.8%	27.4%	28.6%	31.6%	35.7%	39.0%	40.4%	41.8%	42.9%

資料：平成7年～平成27年「国勢調査」（総務省）

平成32年～平成52年「平成30年度人口推計」（国立社会保障・人口問題研究所）

②世帯構成の推移

本村の世帯構成の推移を見ると、一般世帯総数はほぼ横ばいの傾向で、平成 27 年は 1,147 世帯となっています。

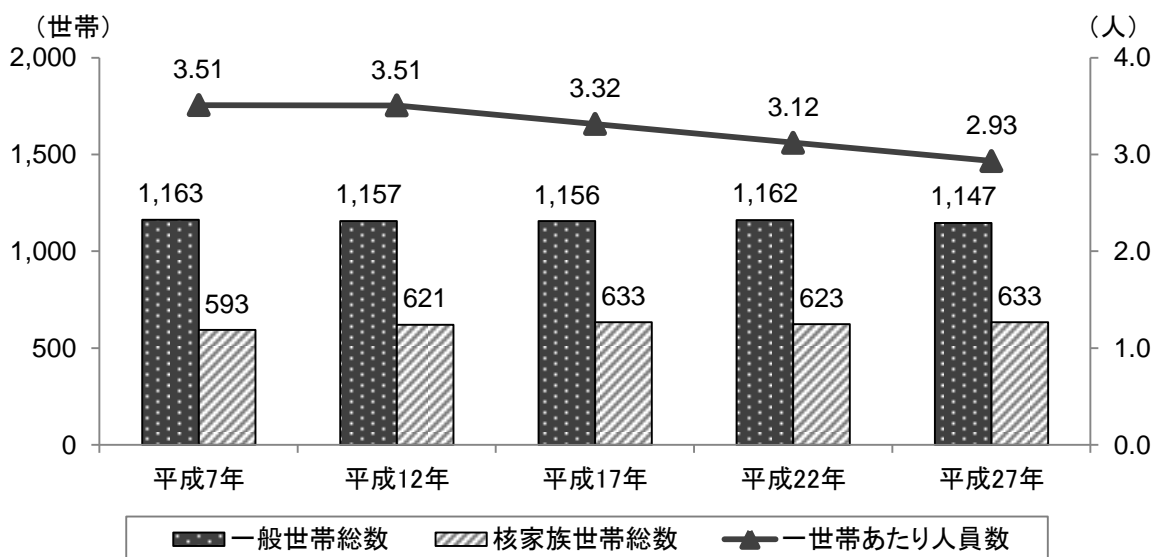
また、一世帯あたり人員数では平成 7 年の 3.51 人から平成 27 年の 2.93 人と減少しています。女親と子どもの世帯、単独世帯が増加傾向にあり、核家族以外の親族世帯が減少傾向にあります。

＜世帯構成の推移＞

	一般世帯 総数	親族世帯							非親族 世帯	単独世帯	一般世帯 人員数
		親族世帯 総数	核家族世帯					その他の 親族世帯			
			総数	夫婦のみ	夫婦と 子ども	男親と 子ども	女親と 子ども				
平成7年	1,163	1,009	593	223	288	16	66	416	3	151	4,083
平成12年	1,157	1,036	621	214	296	14	97	415	3	118	4,058
平成17年	1,156	1,011	633	218	294	14	107	378	0	145	3,833
平成22年	1,162	975	623	237	261	13	112	352	7	180	3,628
平成27年	1,147	929	633	232	296	20	129	296	7	211	3,365

資料：国勢調査

＜核家族世帯と一世帯あたり人員数の推移＞



資料：国勢調査

(2) 子どもと家庭の状況

① 6歳未満・18歳未満の親族のいる世帯の推移

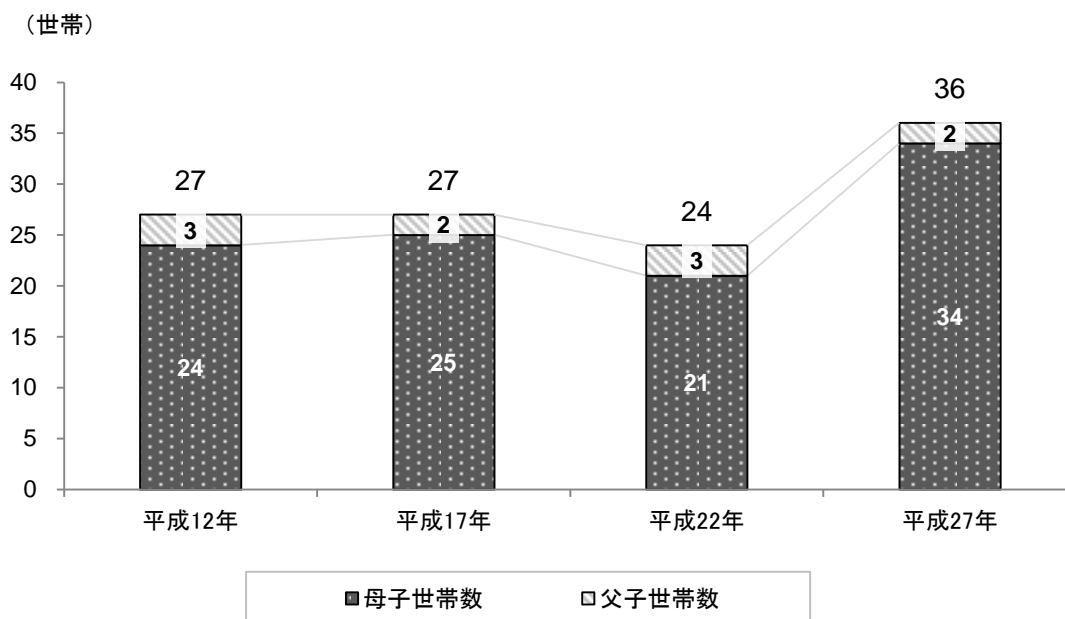
< 6歳未満・18歳未満の親族のいる世帯数の推移 >

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
①一般世帯数	1,163	1,157	1,159	1,162	1,147
②6歳未満の親族のいる核家族世帯数	80	95	96	95	83
構成比(②/①)	6.9%	8.2%	8.3%	8.2%	7.2%
③18歳未満の親族のいる核家族世帯数	198	198	200	191	192
構成比(③/①)	17.0%	17.1%	17.3%	16.4%	16.7%

資料：国勢調査

②ひとり親世帯の推移

<ひとり親世帯の推移>



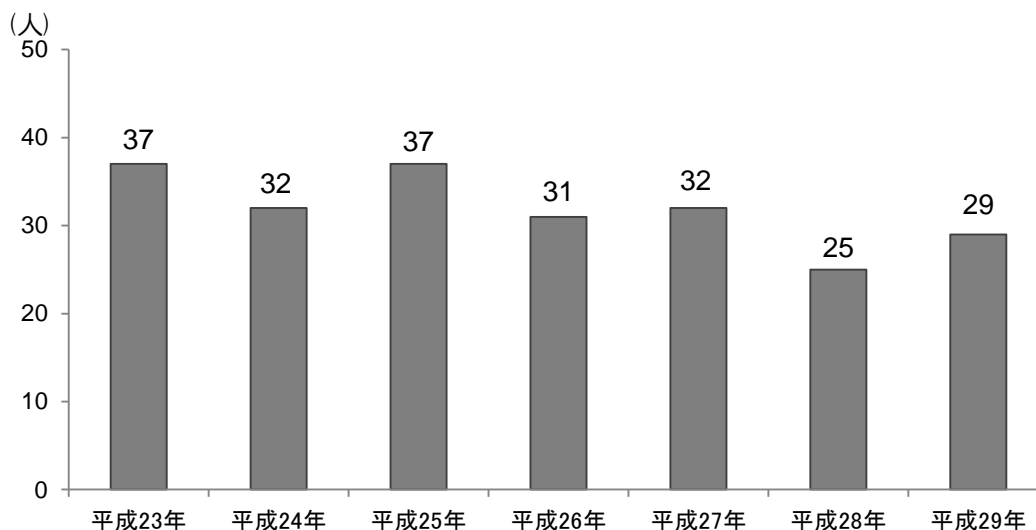
資料：国勢調査

(3) 出生及び婚姻、就労の状況

①出生数の推移

出生数の推移をみると、平成23年から平成29年にかけて増減しており、平成29年では29人となっています。

<出生数の推移>



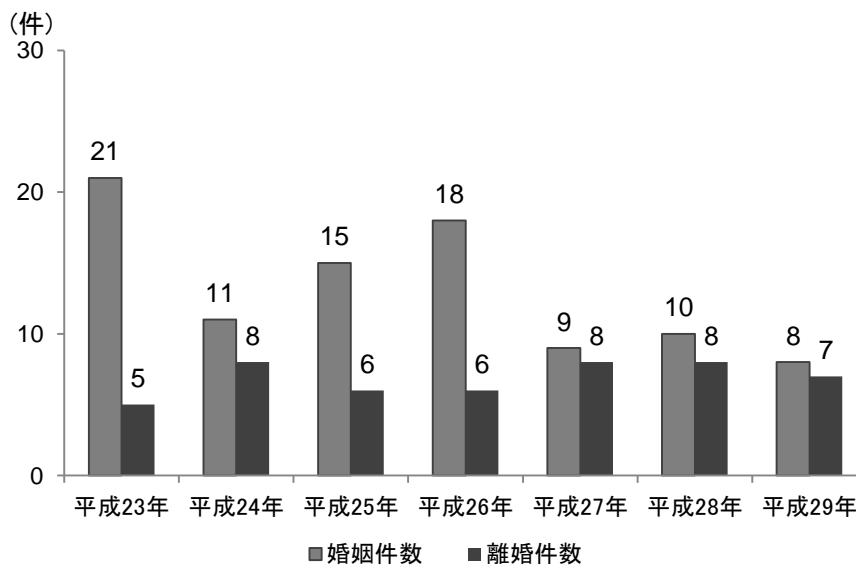
資料：人口動態調査

②婚姻・離婚の状況

婚姻件数の推移をみると、平成26年以降減少傾向となっており、平成29年では8件となっています。

また、離婚件数の推移をみると、平成23年から平成29年にかけてほぼ横ばいとなっており、平成29年では7件となっています。

<婚姻・離婚の状況>



資料：戸籍データベース（山江村受理件数）

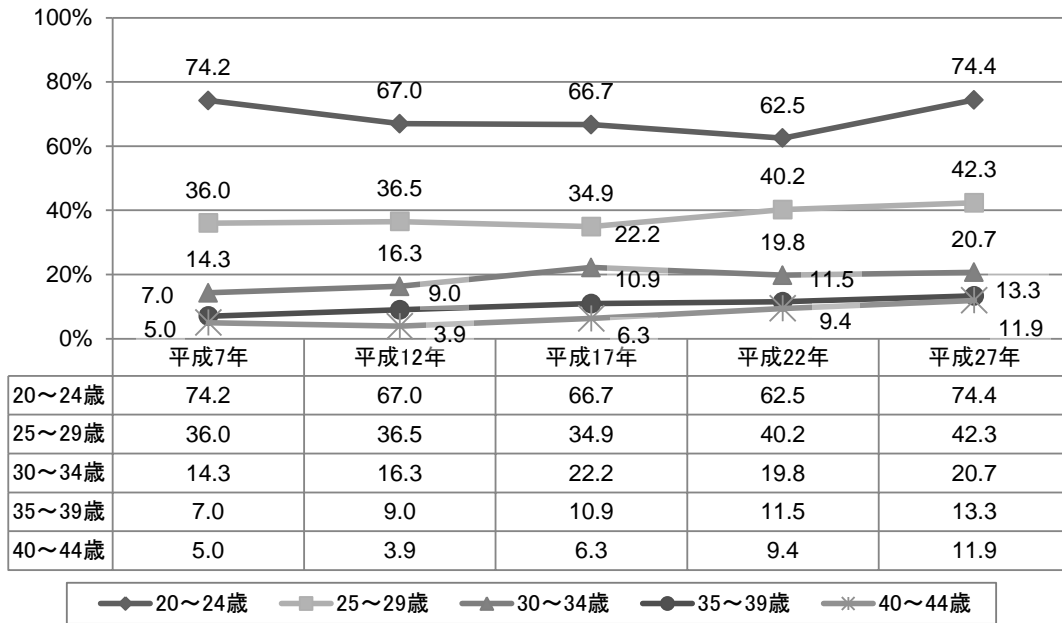
③未婚率の状況

女性の未婚率についてみると、平成17年から平成27年にかけて、特に25～29歳の年齢層において増加しています。

男性の未婚率についてみると、平成17年から平成27年にかけて、特に20～29歳の年齢層において増加しています。

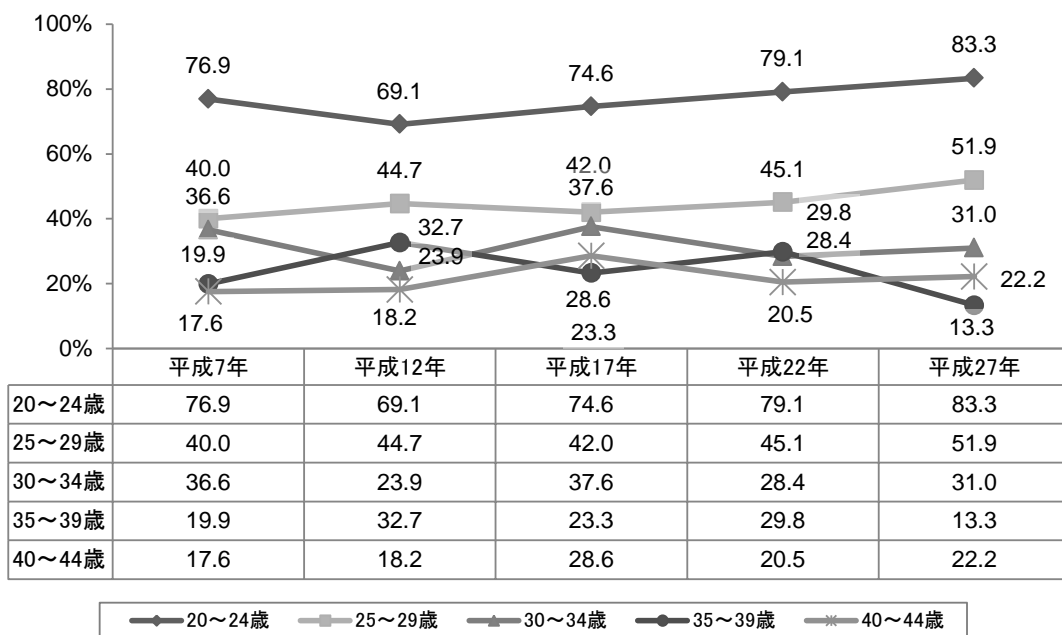
このことから、本村では男女ともに未婚化・晩婚化が進んでいる状況がうかがえます。

<女性の未婚率の推移>



資料：国勢調査

<男性の未婚率の推移>

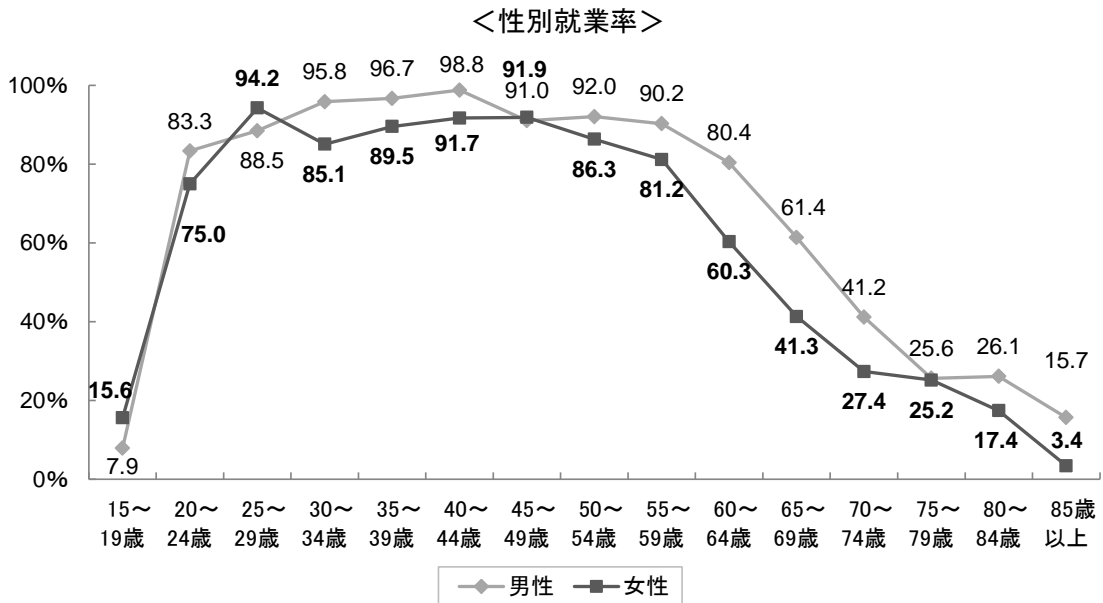


資料：国勢調査

④女性の就労状況

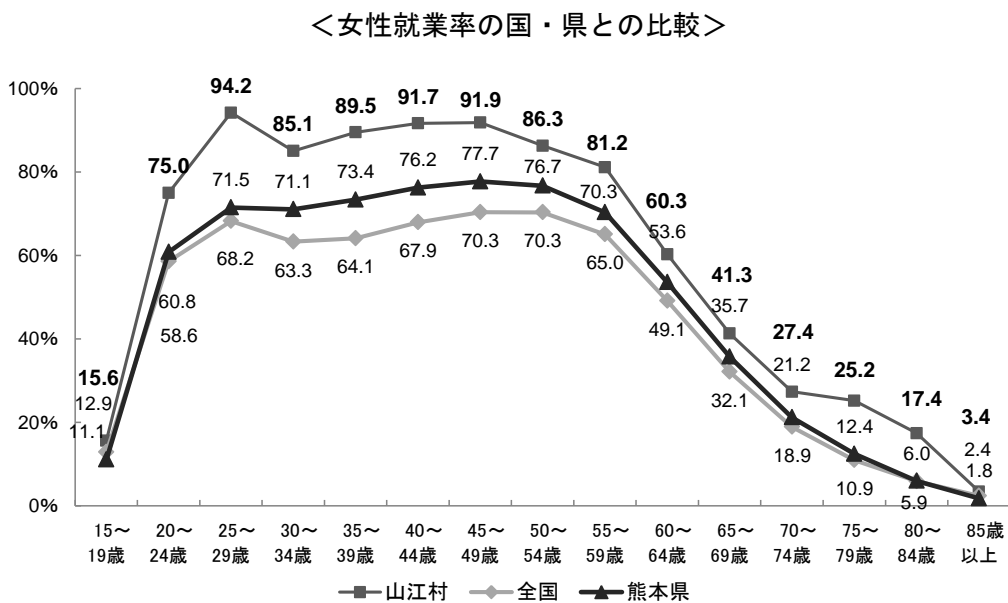
本村の男性の就業率は、主な働き手である20～59歳の年齢層において9割を超えて推移しています。

女性の就業率は、25～59歳の年齢層においては8割を超えていますが、30～39歳で就業率が一旦下がっており、結婚、出産等を機に離職している人がいると考えられます。



資料：国勢調査（平成27年）

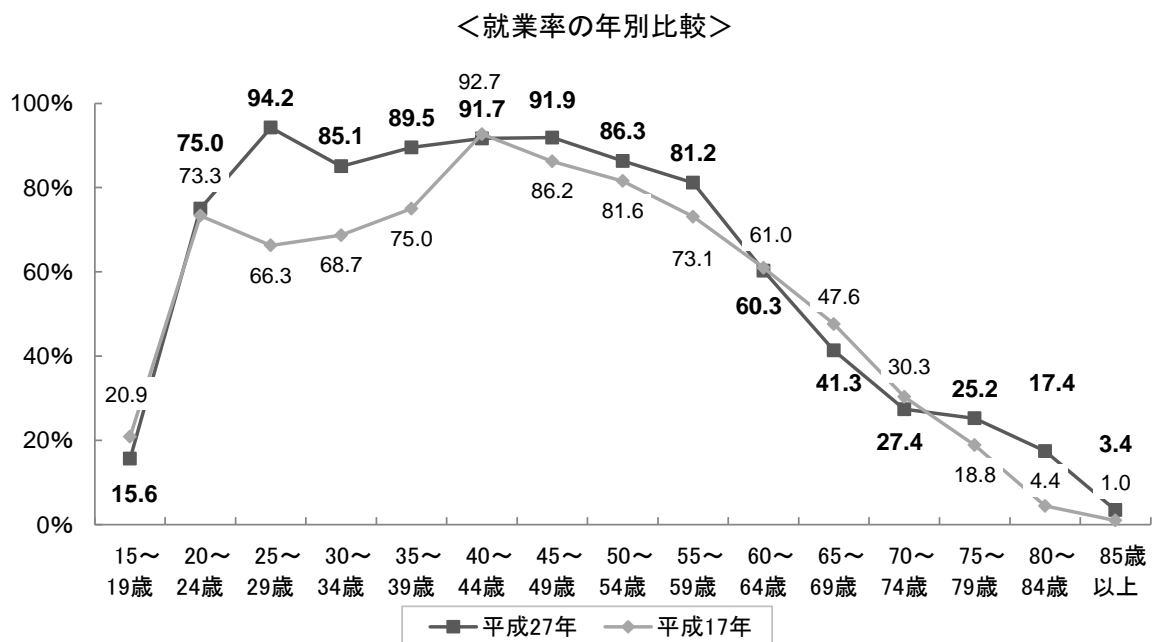
女性就業率を国・県と比較すると、すべての年齢層で全国、熊本県の就業率を上回っています。



資料：国勢調査（平成27年）

平成 17 年と平成 27 年の女性の就業率を比較すると、主な働き手である 20～64 歳の年齢層で平成 27 年が上回っています。

特に、25～44 歳における就業率は、高くなっており、女性の社会進出進んだことがうかがえます。



資料：国勢調査

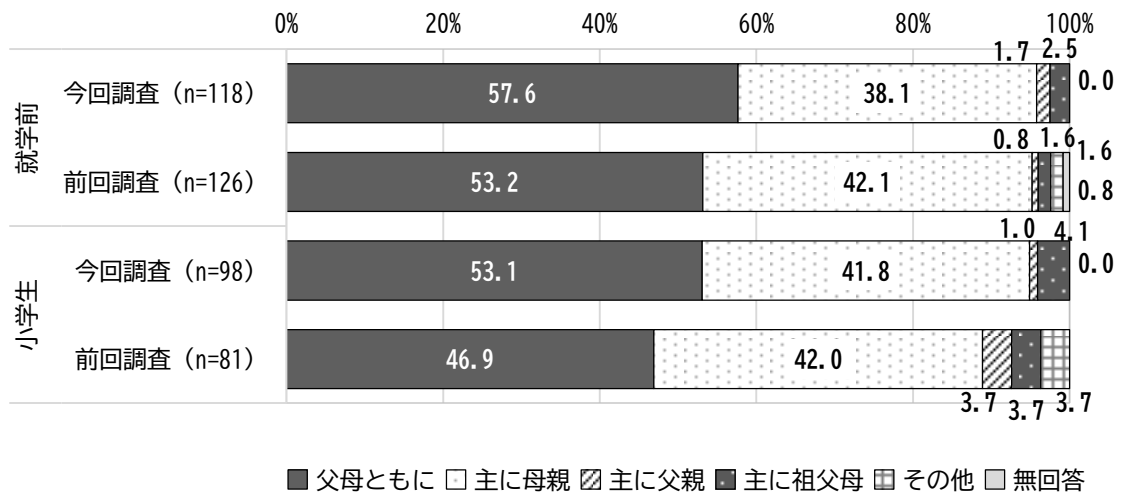
2 アンケート調査結果の概要

(1) 子育ての主な担い手

子育てを主に行っているのは、「父母ともに」行っている家庭が最も高く、就学前児童の保護者では57.6%、小学生の保護者では53.1%となっています。

平成 25 年に実施した「子ども・子育て支援新制度に係るアンケート調査」（以下、前回調査という）と比較すると、「父母ともに」行っている家庭では、就学前児童の保護者においては53.2%が57.6%となり4.4ポイント増加、小学生の保護者においては46.9%が53.1%となり6.2ポイント増加しています。一方で、「主に母親」とする割合が低くなっていることから、父親の子育てへの参加が進んでいると考えられます。

■子育ての主な担い手



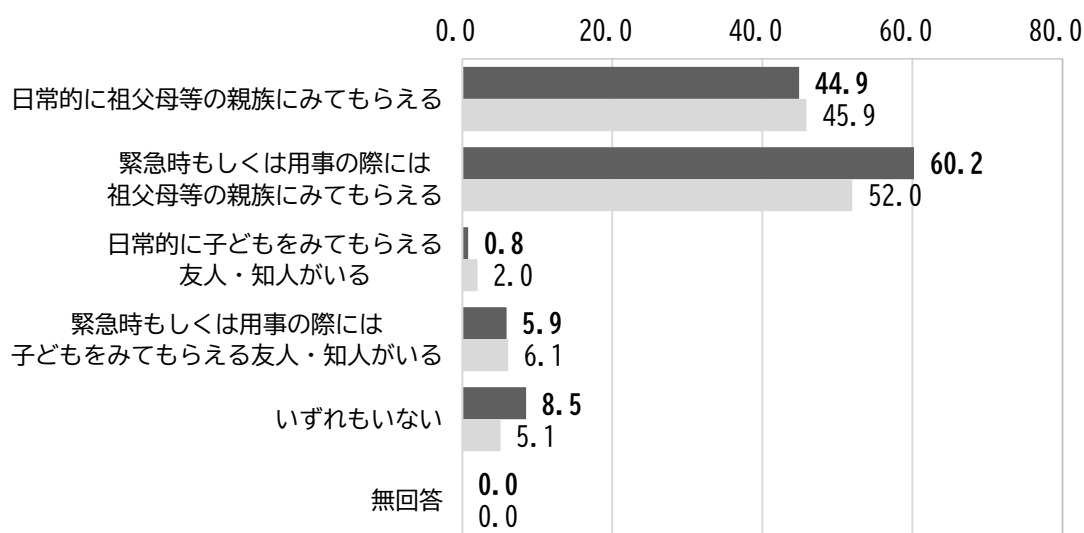
※グラフ中の「n=〇〇」は、アンケートの回答者数を表します。(以下、同じ)

(2) 子どもの育ちをめぐる環境

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、就学前児童の保護者で 44.9%、小学生の保護者で 45.9%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は就学前児童の保護者で 60.2%、小学生の保護者で 52.0%となっていることから、おおむね半数以上の人は、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族が身近にいると考えられます。一方、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」家庭は就学前児童の保護者で 5.9%、小学生の保護者で 6.1%となり、1割以下となっています。

また、支援してもらえない人が身近に「いずれもない」割合は、就学前児童では 8.5%、小学生の保護者では 5.1%あります。このような、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援を受けやすい体制を充実させていく必要があります。

■ 子どもをみてくれる知人・友人の有無

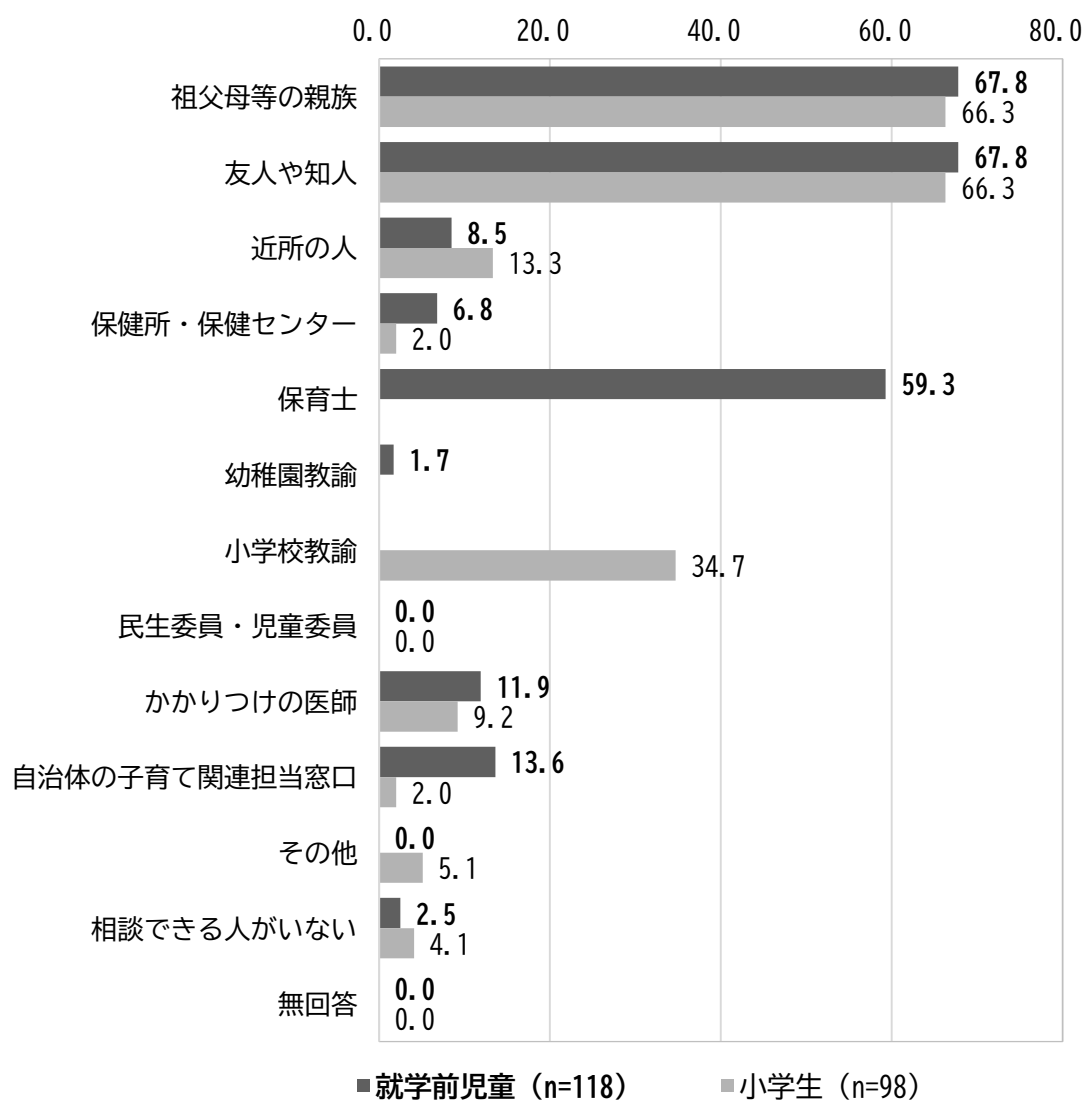


■ 就学前児童 (n=118) ■ 小学生 (n=98)

子育てをする上で、気軽に相談できる相手を複数回答で聞いたところ、「祖父母等の親族」と「友人や知人」の割合（就学前児童の保護者 67.8%、小学生の保護者 66.3%）が同率で最も高くなっていることから、複数の相談先をもっている保護者が6割以上いることがうかがえます。一方、「相談できる人はいない」とする回答もあり、就学前児童の保護者で 2.5%、小学生の保護者で 4.1%となっています。また、「保健所・保健センター」「自治体の子育て関連担当窓口」に相談している回答は少なくなっています。

子どもの成長段階や家族構成によって、悩みも変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談の窓口について周知を拡大していくことが必要となっています。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。

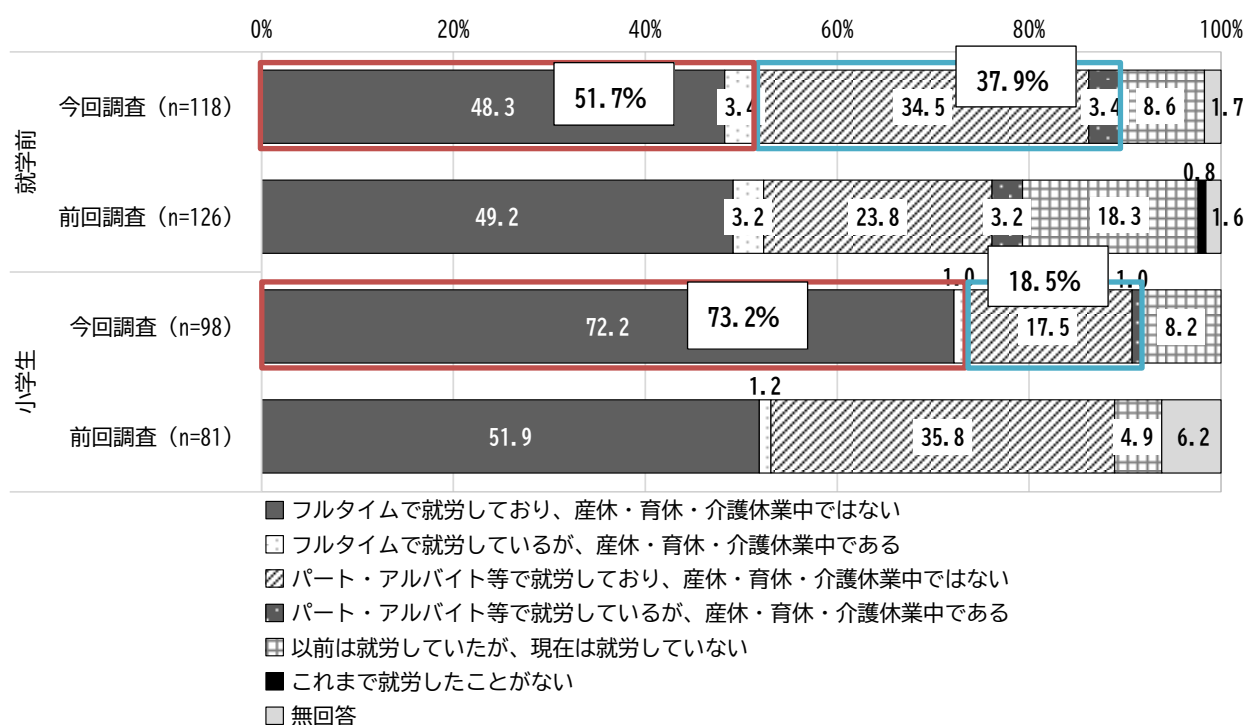
■気軽に相談できる人・場所



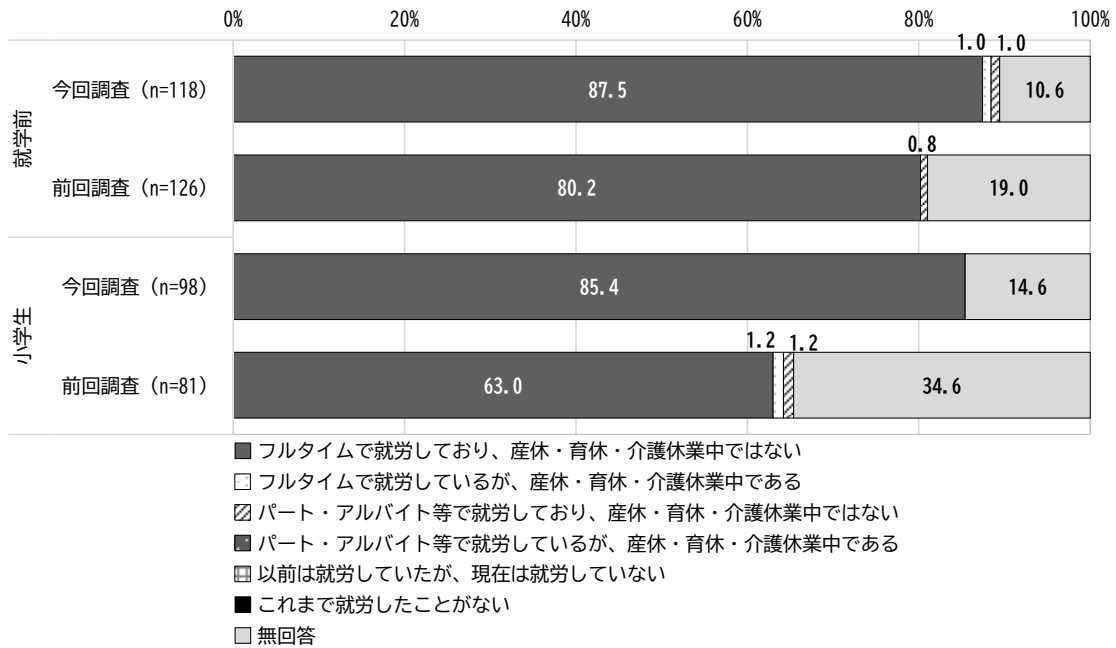
(3) 保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前児童の保護者については、『フルタイム就労』が51.7%、『フルタイム以外で就労』が37.9%、『就労していない』人が8.6%となっています。小学生の保護者については、『フルタイム就労』が73.2%、『フルタイム以外で就労』が18.5%、『就労していない』人が8.2%となっています。父親は、就学前児童の保護者も小学生の保護者とともに、「フルタイムで就労している」が約9割となっています。母親が、子どもの年齢に合わせて、時間制約の少ないパート就労をする様子が見え、母親の育児と仕事の両立を求める状況が続いていると考えられます。また、前回調査と比べると、就労している母親は、就学前児童で10.2ポイント、小学生で2.8ポイント増加しています。特に、フルタイムで就労している割合が高くなっており、働く環境が整備されてきたとともに、生計維持のための母親の役割は大きくなる傾向が見えます。

■ 母親の就労状況



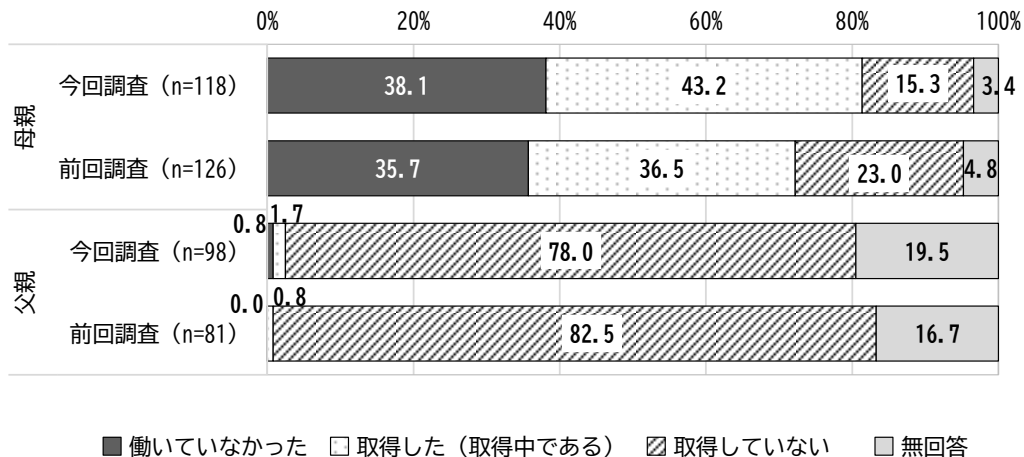
■父親の就労状況



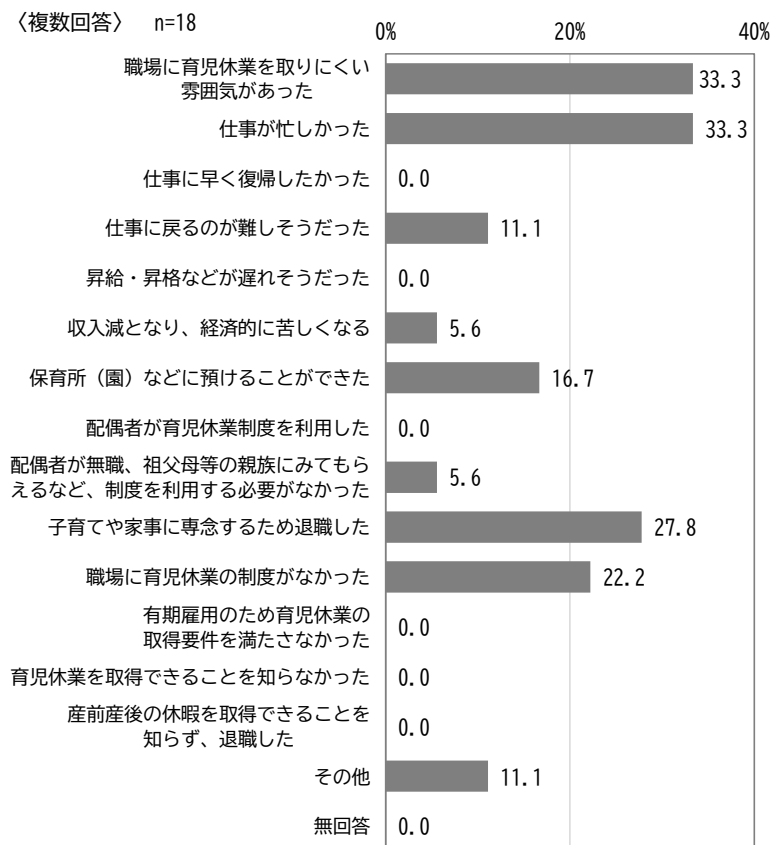
関連して、就学前児童の保護者における育児休業取得の状況をみると、母親の育児休業取得の割合は前回調査の36.5%から43.2%となり6.7ポイント増加しています。今回調査では、4割以上の母親が取得しており、育児と仕事の両立を実現するために欠かせない制度として浸透していることがわかります。しかし、父親についてみてみると、育児休業を取得した割合は1.7%に留まっています。

育児休業を取得しなかった理由は、母親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」がともに33.3%で最も高くなっています。父親では「収入減となり、経済的に苦しくなる」が30.4%で最も高くなっています。前回調査の母親で取得していない理由として最も高かった「職場に育児休業制度がなかった」の割合が37.9%から22.2%となり15.7ポイント減少しました。要因としては、フルタイム就労が増えたことも考えられますが、職場にも少しずつ制度が浸透していることがうかがえます。今後も、さらなる雇用主及び被雇用者への周知徹底が求められています。

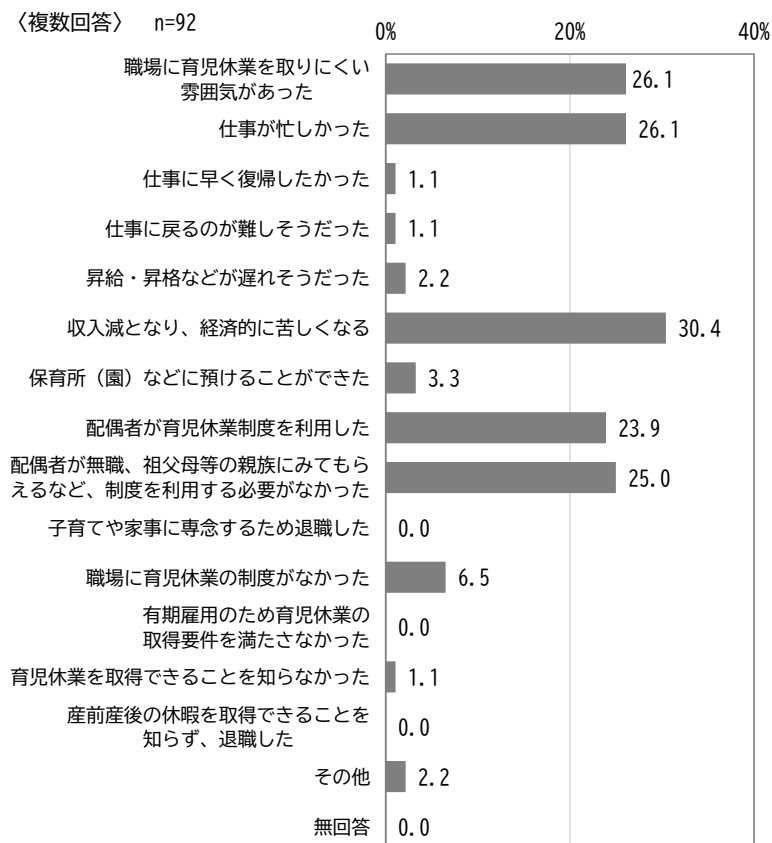
■育児休業の取得状況（就学前）



■母親の育児休業をとっていない理由（就学前）



■父親の育児休業をとっていない理由（就学前）



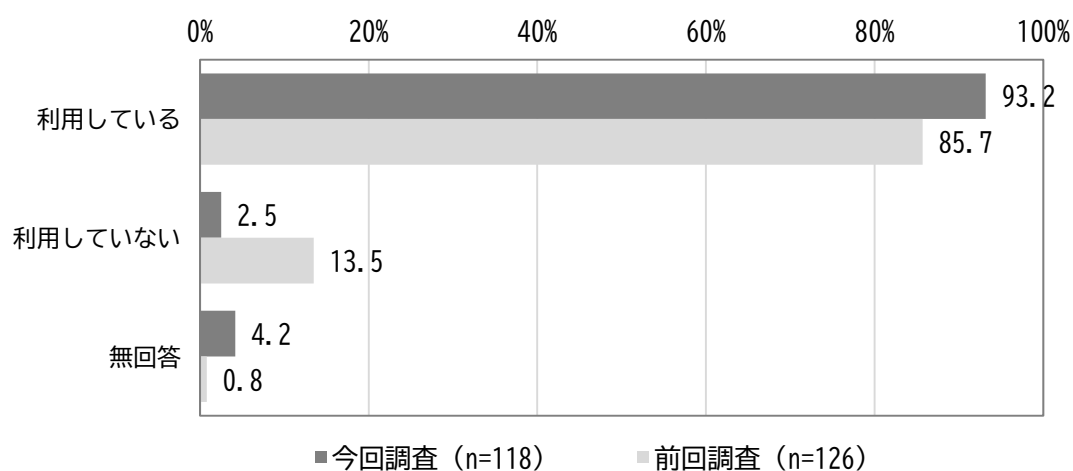
(4) 教育・保育の利用状況と利用意向

就学前児童の保護者で幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は、前回調査の85.7%から93.2%となり7.5ポイント増加しています。これは、就労している母親の割合89.6%とほぼ一致しています。利用している施設は、「認可保育園」が59.1%、「認定こども園」が36.4%となり、合わせて95.5%となっています。今後、全国的には、育児休業取得者の増加や幼児保育料の無償化の実施により、利用者の増加が見込まれていますが、本村においては、現在でも利用している割合が非常に高くなっていることから急激な変化はないものと思われます。

現在利用していない人も含めて、今後の教育・保育事業に対する利用意向をたずねたところ、「認可保育園」が60.2%、「認定こども園」が40.7%となっており、ほぼ利用状況と同じとなっています。現在「幼稚園」を利用している人は0.9%、利用を希望する人は8.5%と実態より7.6ポイント高く、「幼稚園の預かり保育」でも6.8ポイント希望する人の割合が高くなっています。これらの利用状況よりも利用意向が高くなっている事業については、潜在的なニーズが多く含まれる事業であるといえます。

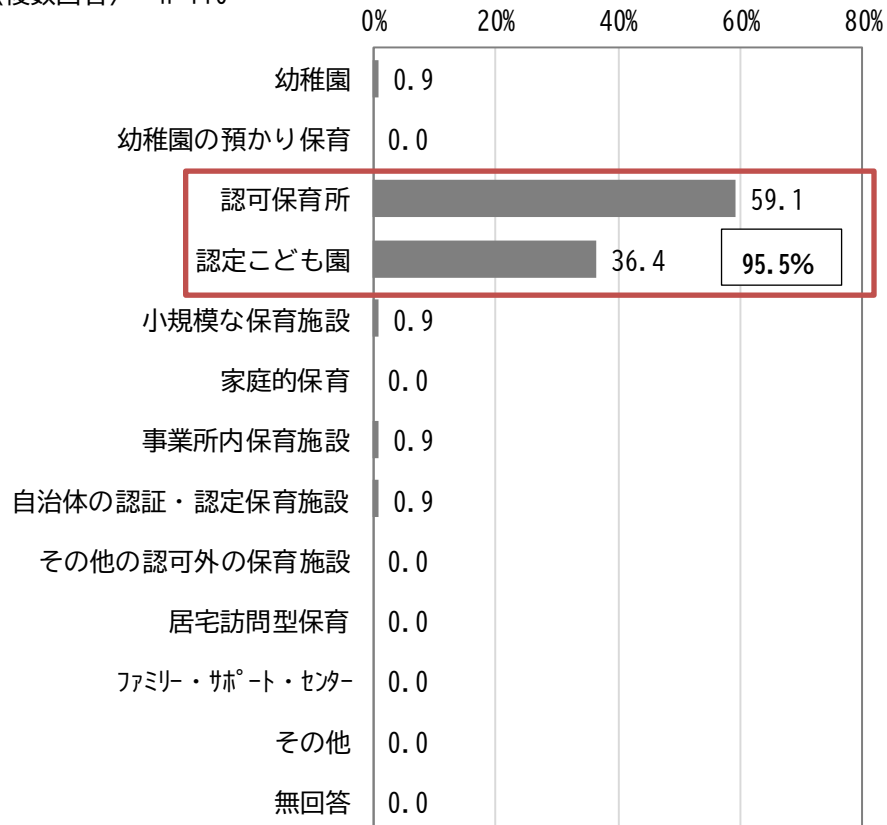
今後、これらの潜在的なニーズについても本計画においては、的確に把握し、事業の供給体制を検討する必要があります。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前）



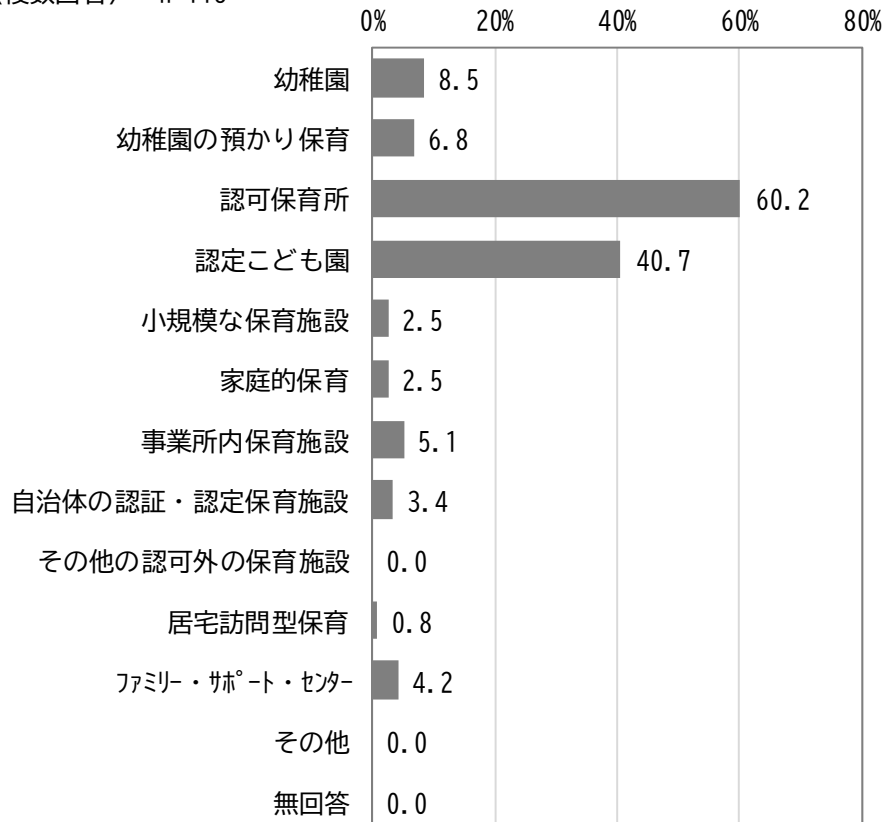
■ 現在利用している定期的な教育・保育事業（就学前）

〈複数回答〉 n=110



■ 「定期的に」利用したいと考える教育・保育事業（就学前）

〈複数回答〉 n=118



(5) 村が実施している主な事業の認知度と利用状況及び利用意向

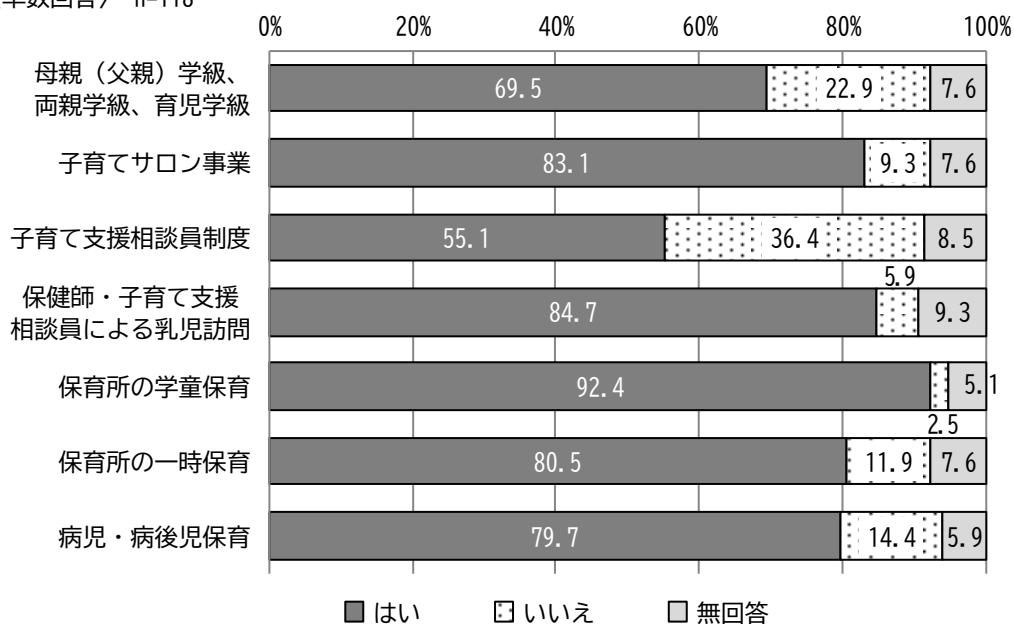
村が実施している主な子育て関連事業の認知度は、「子育て支援相談員制度」以外で7割以上となっており、おおむね認知されています。

認知度のやや低い「子育て支援相談員制度」の周知・利用の増加を図るとともに、利用状況が利用希望より低くなっている「保育所の学童保育」「保育所の一時保育」「病児・病後児保育」においては、認知から経験に至るまでのきっかけづくりと利用意向に対応できる供給体制の確保が必要と考えられます。

一方、利用状況より利用希望が低くなっている「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」「子育てサロン」「保健師・子育て支援相談員による乳児訪問」においては、実施体制や内容の充実などの見直しを検討する必要があります。

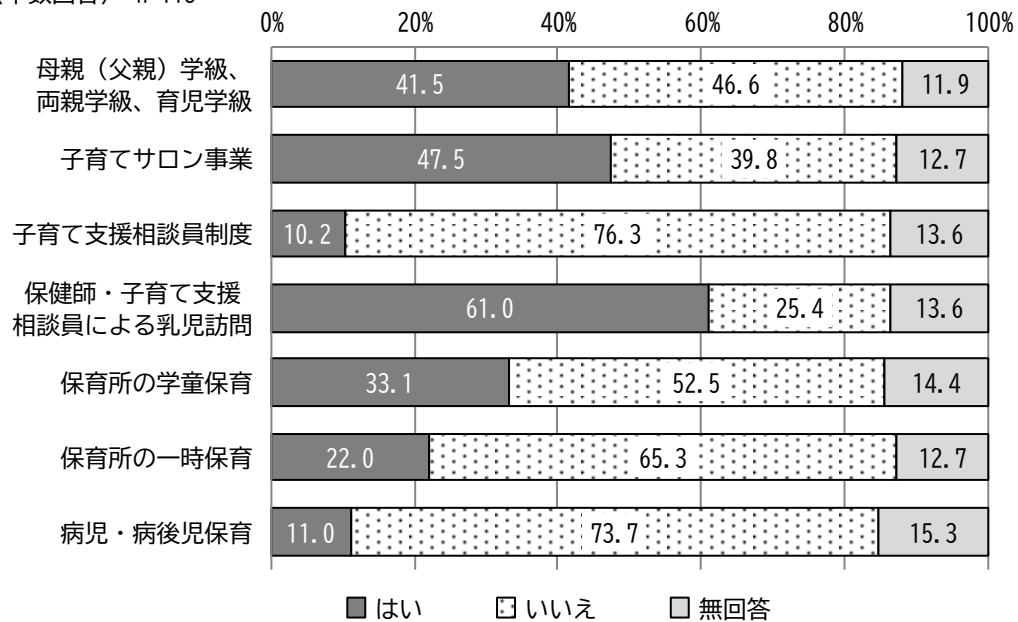
■村の子育て関連事業の認知度（就学前）

〈単数回答〉 n=118



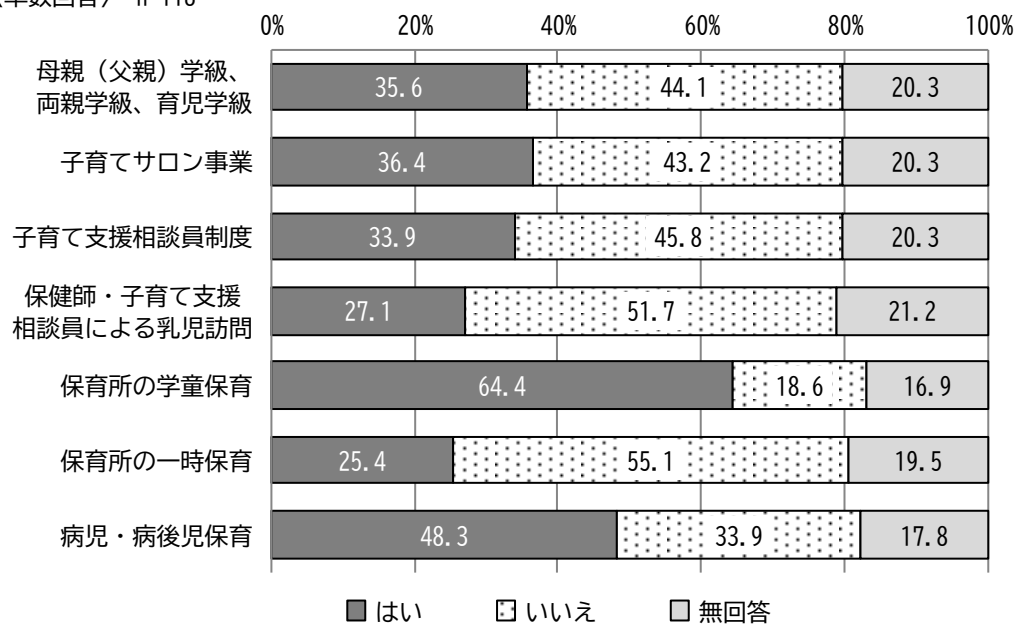
■村の子育て関連事業の利用状況（就学前）

〈単数回答〉 n=118



■村の子育て関連事業の利用希望（就学前）

〈単数回答〉 n=118



(6) 小学校における放課後の過ごし方

就学前児童（5歳以上）の保護者の小学校入学後における、放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が54.5%と最も高く、「自宅」が45.5%となっています。

一方、小学生（1～3年生）の現在、放課後を過ごしている場所は、「自宅」が53.8%と最も高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」が40.4%となっており、希望と現状が逆になっています。また、小学生の保護者の高学年（4～6年生）の時の希望は、「自宅」が74.5%、「習い事」が27.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が16.3%となっています。

平日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望を世帯類型別にみると、「フル×フル」、「フル×パート」で割合が高くなっています。

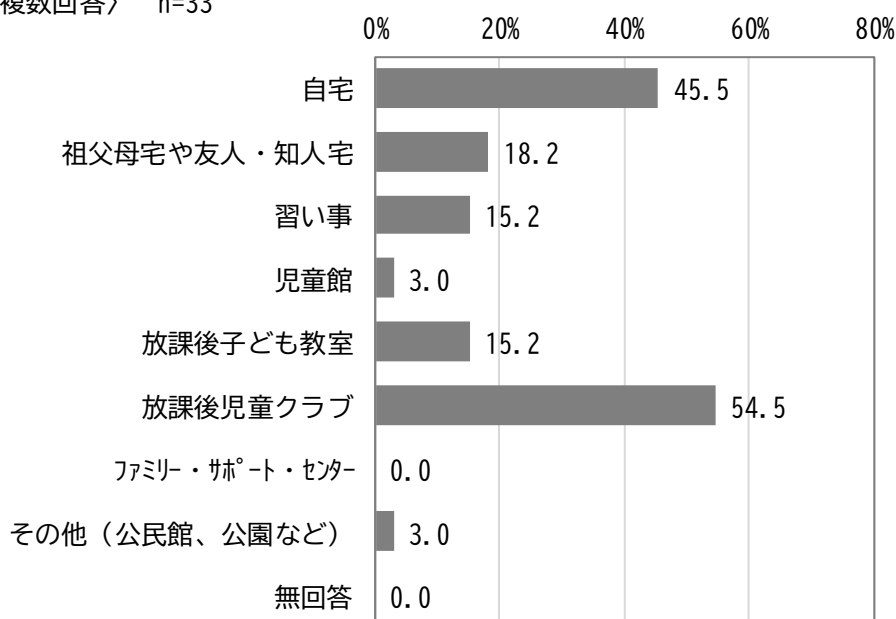
また、利用希望日数は「5日」、終了時間は、「17時～19時」が最も高くなっています。

一方、19時以降という回答も5.6%存在するなど、学童保育の終了時間とマッチしていない世帯も一部に見受けられます。また、放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望のうち、土曜日に4割程度、長期の休暇期間中に6割程度が利用を希望しています。

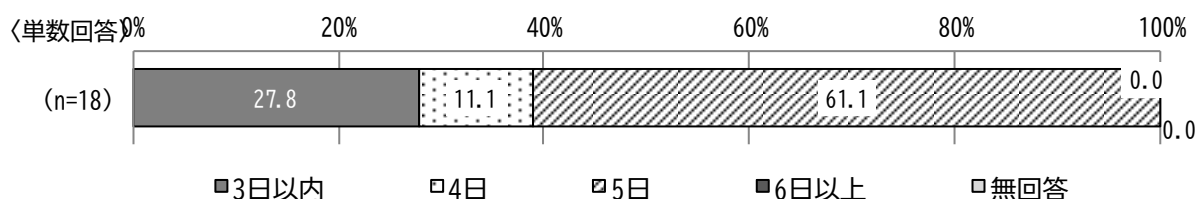
働く保護者にとって、学童保育とは重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるとともに、開設時間の見直しなど多様なニーズを踏まえた学童保育を維持していくことが求められています。

■低学年の放課後の過ごし方（就学前）

〈複数回答〉 n=33

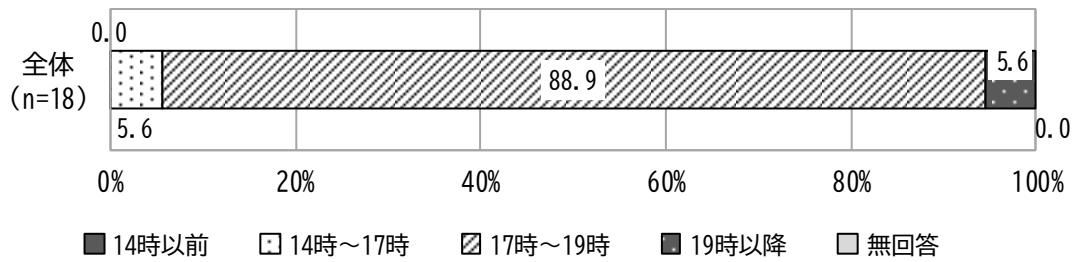


■低学年の放課後児童クラブの利用希望日数（就学前）



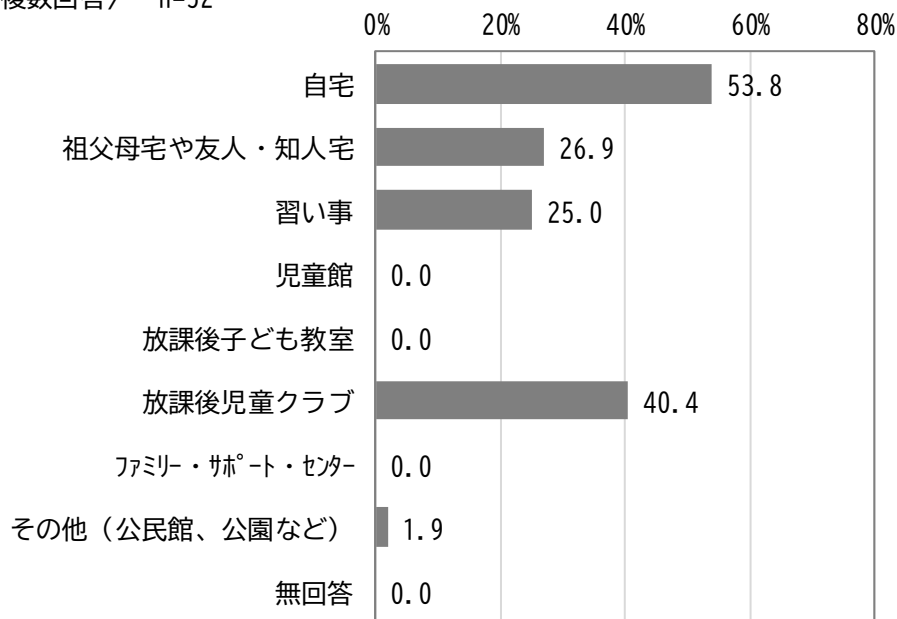
■ 低学年の放課後児童クラブの希望終了時間（就学前）

〈数値回答〉



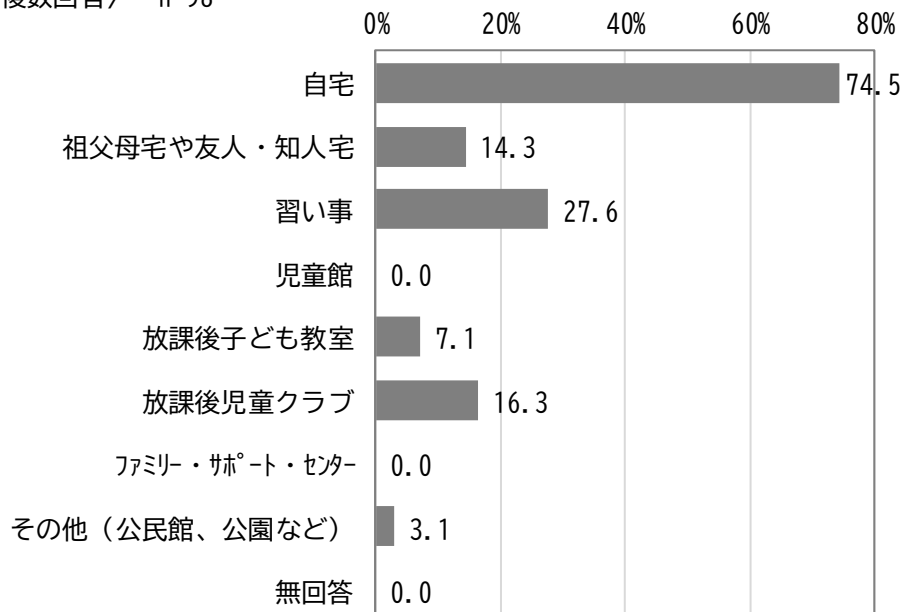
■ 低学年の放課後の過ごし方（小学生）

〈複数回答〉 n=52



■ 高学年の放課後の過ごし方（小学生）

〈複数回答〉 n=98



(7) 子育ての環境や支援への満足度

村の子育ての環境や支援の満足度の平均値を前回と比較すると、就学前児童の保護者では3.50から3.67となり、0.17ポイント増加、小学生の保護者では、3.37から3.50となり、0.13ポイント増加しました。

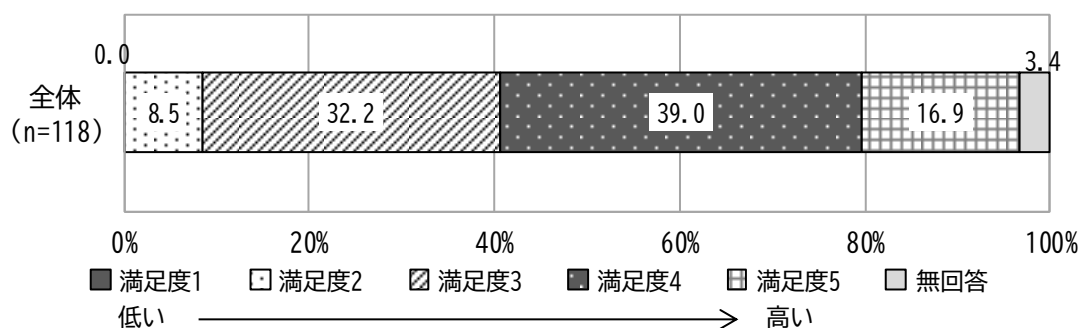
●満足度1 1点、満足度2 2点、満足度3 3点、満足度4 4点、満足度5 5点として、点数化。

			満足度 1	満足度 2	満足度 3	満足度 4	満足度 5	合計	平均
就 学 前	今 回 調 査	回答者数	0	10	38	46	20	114	3.67
		評点	0	20	114	184	100	418	
	前 回 調 査	回答者数	2	14	45	42	19	122	3.50
		評点	2	28	135	168	95	428	

			満足度 1	満足度 2	満足度 3	満足度 4	満足度 5	合計	平均
小 学 生	今 回 調 査	回答者数	6	7	31	34	16	94	3.50
		評点	6	14	93	136	80	329	
	前 回 調 査	回答者数	2	9	30	22	9	72	3.37
		評点	2	18	90	88	45	243	

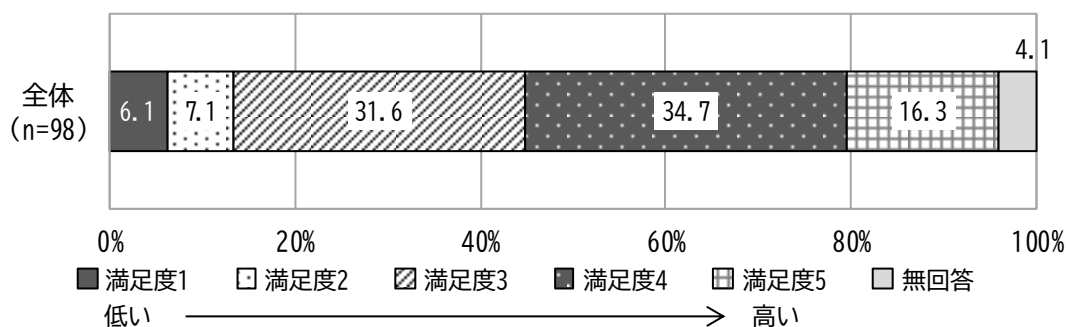
■子育ての環境や支援への満足度（就学前）

〈単数回答〉



■子育ての環境や支援への満足度（小学生）

〈単数回答〉



3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 教育・保育の利用状況

① 1号認定

単位（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の 見込み	目標（合計）	2	2	2	3	2
	1号認定	2	2	2	3	2
	2号認定 (教育ニーズ※1)	0	0	0	0	0
	実績（※2）	1	4	4	4	8
確保 方策	目標	2	2	2	3	2
	実績（※2）	1	4	13	13	12
過不足	（確保方策実績－ 量の見込み実績）	0	0	9	9	4

※1 「2号認定（教育ニーズ）」とは2号認定者のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者を指す。

※2 量の見込みの実績は、実際の利用人数を、確保方策の実績は実際の利用定員を指す（以下同）。

② 2号認定

単位（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の 見込み	目標	100	107	107	113	110
	実績	109	111	104	109	98
確保方策	目標	118	118	119	119	119
	実績	116	114	112	121	119
過不足	（確保方策実績－ 量の見込み実績）	7	3	8	12	21

③ 3号認定（0歳）

単位（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の 見込み	目標	29	28	28	28	27
	実績	35	26	28	30	15
確保方策	目標	28	31	31	31	31
	実績	35	33	32	33	32
過不足（確保方策実績－ 量の見込み実績）		0	7	4	3	17

④ 3号認定（1－2歳）

単位（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の 見込み	目標	58	56	55	63	62
	実績	70	63	65	60	58
確保方策	目標	77	84	73	73	73
	実績	76	81	76	74	72
過不足（確保方策実績－ 量の見込み実績）		6	18	11	14	14

■ 現行計画の教育・保育の利用に関する評価

計画値と実績を比較すると、差異が生じているものの待機児童は発生していません。ただし、人口および村内施設の利用者の減少傾向が見られます。

そのため、量の見込みと確保方策の整合性を見極め、村内施設の利用定員等の見直しの必要性があります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

① 利用者支援事業

子育て支援相談員（保育士）を配置し、妊娠期から子育て中の保護者からの様々な相談や支援を実施しており、対応できている状況です。

単位（箇所）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の 見込み	目標	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1
確保方策	目標	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1
過不足（確保方策実績－ 量の見込み実績）		0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

平成 30 年度の事業開始を見込んでいましたが、設置場所や人材確保等の課題があり実施できませんでした。しかし、類似事業（子育てサロン事業等）や庁内連携で対応ができています。

単位（人回）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の 見込み	目標	64	62	61	61	60
	実績	0	0	0	0	0
確保方策	目標	0	0	0	60	60
	実績	0	0	0	0	0
過不足（確保方策実績－ 量の見込み実績）		0	0	0	0	0

③ 妊婦健康診査

利用実績は出生数の減少に伴い見込みより少なくなりましたが、目標に対応できる体制は確保できました。

単位（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の 見込み	目標	54	50	48	48	45
	実績	46	42	43	37	35
確保方策	目標	54	50	48	48	45
	実績	46	42	43	37	35
過不足（確保方策実績－ 量の見込み実績）		0	0	0	0	0

④ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師や子育て支援相談員等ができる限り早い時期に家庭訪問を実施しており、訪問対象者に対して十分に対応ができています。

単位（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の 見込み	目標	34	33	33	33	32
	実績	30	26	32	23	27
確保方策	目標	34	33	33	33	32
	実績	34	33	33	33	32
	実施体制	2	2	2	2	2
過不足	（確保方策実績－ 量の見込み実績）	4	7	1	11	5

⑤ 養育支援訪問事業

平成 30 年度から産婦健診事業を開始したことで、対象者全員の EPDS 値を明確化することが可能となり目標どおり実施できました。しかし、育児ストレスに関しては把握が難しい状況となっており今後の課題です。

単位（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の 見込み	目標	2	2	2	2	2
	実績	0	4	3	2	2
確保方策	目標	2	2	2	2	2
	実績	2	4	3	2	2
過不足	（確保方策実績－ 量の見込み実績）	2	0	0	0	0

⑥ 一時預かり事業

現在のところ、村内2施設において自主事業として実施されていることから、正確な人数の把握ができませんでした。補助事業として実施するためには、場所および人材確保の要件を満たし、届出を行う必要があります。

単位（人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の 見込み	目標	392	396	394	403	394
	実績	—	—	—	—	—
確保方策	目標	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340
	実績	—	—	—	—	—
過不足（確保方策実績－ 量の見込み実績）		0	0	0	0	0

⑦ 時間外保育事業（延長保育事業）

各年において、目標値より少なくなっています。村内全施設において実施しており、保護者の急な就業形態の変更についても、十分に対応できています。

単位（人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の 見込み	目標	37	37	37	38	37
	実績	40	40	28	52	
確保方策	目標	130	130	130	130	130
	実績	130	130	130	130	130
過不足（確保方策実績－ 量の見込み実績）		120	120	113	107	112

⑧ 病児・病後児保育事業

各年において、目標値より少なくなっています。子どもの急な病気等において、十分に対応ができています。

単位（人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の 見込み	目標	332	336	334	342	334
	実績	39	26	21	58	60
確保方策	目標	360	360	360	360	360
	実績	360	360	360	360	360
過不足（確保方策実績－ 量の見込み実績）		321	334	339	302	300

⑨ 放課後児童健全育成事業

おおむね目標どおりとなりました。各年、見込み量に対して十分に確保ができました。

単位（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の 見込み	目標	79	79	78	65	67
	低学年	66	66	66	52	55
	高学年	13	13	12	13	12
	実績	53	56	67	57	60
確保方策	目標	97	97	97	97	97
	実績	97	97	97	97	97
過不足	（確保方策実績－ 量の見込み実績）	44	41	30	40	37

※「子育て短期支援事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」、「一時預かり事業（幼稚園型）」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については、第1期計画において実施見込みがなかったことから目標の設定がありませんでした。



4 現行計画の取り組みの状況

■ 施策評価

第1期計画に記載されている施策について、実施状況の評価を行いました。

取組	5 (構成比)	4 (構成比)	3 (構成比)	2 (構成比)	1 (構成比)	評価 (平均)
1 職業生活と家庭生活との両立の推進	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	D (2.67)
2 要保護・要支援児童への取り組みの推進	1 (14.3%)	4 (57.1%)	2 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	C (3.86)
3 子どもと保護者の健康づくり	0 (0.0%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	B (4.00)
4 地域における子育て支援	0 (0.0%)	7 (46.7%)	6 (40.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	C (3.27)

※四捨五入により割合が100%にならない項目があります。

【施策評価基準（自己評価）】

具体的な取組の評価結果（平均）を以下の基準に従って評価しています。

評価基準	
A	非常に順調（4.5以上）
B	順調（4.0以上）
C	概ね順調（3.0以上）
D	一部に改善が必要（2.0以上）
E	全体的に改善が必要（1.0以上）

■ 主な取組の評価

第1期計画に記載されている取組について、実施状況を自己評価しました。

評価基準	
5	当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上
4	当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80~100%未満
3	大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50~80%未満
2	一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20~50%未満
1	未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満

(1) 職業生活と家庭生活との両立の推進

	施策・事業名	評価	評価理由
仕事と生活の調和の充実に向けた取組みの推進	男女共同参画推進事業	3	本村における審議会等の女性登用数が徐々に増えており、女性の参画が進んでいます。
	仕事と生活の調和に向けた啓発	2	育児休暇取得や時間外勤務の削減(ノー残業デー等)、有給休暇消化の促進に取り組んでいます。しかし、職場の理解や生計状況等の要因により、継続的課題です。
	男性の子育てへの参加の促進	3	母子手帳交付や乳幼児健診に参加する男性が徐々に増加しています。

(2) 要保護・要支援児童への取り組みの推進

	施策・事業名	評価	評価理由
児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止ネットワークの推進	3	児童虐待に関する案件は年々増加傾向です。児童虐待案件については、家庭環境や療育的支援等が要因となることが多く解決には時間を要しますが、児童虐待防止に係る関係機関と連携しながら早期解決に取り組んでいます。
ひとり親家庭等の自立支援の推進	福祉サービス等各種制度の充実	4	ひとり親家庭等の手当および医療費の一部を助成することにより、生活及び福祉向上につながりました。
	社会参加の促進	3	児童扶養手当の現況届受付時等で、未就業者の方に対しては、ハローワーク等での就労促進事業の案内をしています。
障がい児施策の充実	健康診査や学校における健康診断等の充実	5	乳幼児に対する健康診査や学校における教育支援委員会や福祉部局、養護部会等と連携した就学時の健康診断を実施することで、障がいの原因となる疾病や事故等の予防および早期発見、治療の推進を充実させることができました。
	特別支援教育体制の充実	4	年間計画に従い、会議の開催と教育ニーズに応じた対応を実施しています。
	療育支援体制の充実	4	定期的な訪問や検査を行い、療育指導が必要と判断された児童には、早期療育ができるよう人吉・球磨地域で官民連携を図り、支援体制の充実に努めました。
	障がい福祉サービス等の充実	4	障がいのある子どもの自立や社会参加に向け各関係機関と連携を図り、希望に沿ったサービス利用につなげています。

(3) 子どもと保護者の健康づくり

	施策・事業名	評価	評価理由
子どもや親の健康の確保	乳幼児健診の充実	4	健診での紹介状により医療機関受診や発達相談につながる等、早期支援および早期治療に結びついています。また、児童福祉施設等との情報共有により、詳細に児童を見守れるようになりました。
	育児学級の充実	4	育児学級を相良村と合同で毎月開催し、乳児の運動発達確認や離乳食指導などを実施しています。また、教育委員会との連携によりハートタッチ絵本事業（絵本の読み聞かせ）を実施しています。
小児救急医療体制の充実	小児救急医療体制の充実	4	小児救急、休日・祝日在宅当番事業を人吉・球磨地域で広域的に取り組んでいます。
	小児医療の情報提供の充実	4	乳幼児健診を通じて、事故防止や急病時の対処についての冊子等を配布し、また小児救急電話相談の情報提供を行っています。

(4) 地域における子育て支援

	施策・事業名	評価	評価理由
経済的支援の充実	こんにちは赤ちゃん祝金	4	子育て家庭の経済的支援および子どもの出生率の向上に寄与しています。
	チャイルドシート購入補助金	3	年間の出生者数と比較すると申請件数が少ない状況です。
	すこやか子ども医療費助成事業	4	平成28年度から子ども医療費助成を満18歳(年齢到達した年度末)まで拡充し、子育て世帯の負担軽減につながりました。
	不妊治療費助成事業	3	特定不妊治療を受ける夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成することに加え、一般不妊治療の助成も実施しています。周知等に際し、配慮を要することや治療に時間を要すること等により申請件数が少ないという課題もありますが、治療による成果も出ています。
	風しん任意予防接種費用助成事業	2	母子手帳の交付時に説明を実施し、風しん予防に努めていますが、配偶者の申請が少ない現状です。
	小・中学校給食費助成事業	4	子育て世帯に対する金銭的な負担軽減に加え、給食費を集める学校・保護者の負担軽減につながりました。
	就学金	4	学用品費等の補助をすることで、入学生活への円滑化を促進しています。
相談支援体制の充実 情報提供・	子育てに関する情報提供の充実	3	通年を通し、広報紙・ホームページ・CATV等を活用して、情報提供を実施しています。しかし、子育てに関するイベント情報等について統一的な情報提供ができていないため改善が必要です。
	相談支援体制の充実	3	育児についての電話・面接相談を行うとともに、乳幼児健診や家庭訪問、子育てサロン等を介し相談支援に取り組んでおり、子育て中の保護者との関係性が途切れないよう児童福祉施設や療育施設、医療機関と連携を取りながら対応しています。

	保育所等における連携の強化	3	各保育所間の情報共有等を通じ、村内の保育の質の向上を目的とし平成 29 年度から山江村保育所等連携会議を運営しています。
子どもの視点に立った居場所づくりの充実	学校等、地域施設の開放・充実	4	放課後子供教室や地域の学習塾、夏期休養中のプール設備の開放等、子どもが学び、遊べる環境づくりの充実に取り組んでいます。
	親子ふれあい教室の充実	4	親子のふれあいの場として子育てサロンや学校PTAを中心とした体験学習を実施し、親子で共有できる機会の充実を実施しています。また、保護者協力によるキャンプ体験や地域の協力による行事等、様々な点で親子とのふれあいも増えている状況です。
	歴史民俗資料館図書室の充実	3	子育てサロンや乳幼児健診等の場として活用し、親子での絵本の読み聞かせ会等を開催することで、子育て世代の利用しやすい環境づくりに努めてきました。
子育て仲間との交流・ふれあいの場の充実	子育てサロンの充実	4	子育て中の保護者の相談の場として、育児不安の軽減や解消を図るために、健康の駅を拠点に子育てサロンを毎週水曜日実施しています。 療育支援を要する方の参加もあり、経過を見ることができるようになりました。また、村外からの参加や転入者の参加も増え、保護者間の交流が広がっています。
	子育ておやつづくり教室の充実	1	参加者が集まらず、平成 26 年度のみの実施となりました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本村での子育てや教育環境は、豊かな自然に恵まれ、各自治区や社会福祉協議会、さらには各種団体等において、子どもたちの健全育成に関する様々な取り組みを行っており、周囲の人たちの支援も受けやすいなど、都会とは違った良さがあります。

しかし、少子化、就労環境、核家族化等の社会情勢の急速な変化により、地域のつながりの希薄化や祖父母・近隣の住民等からの子育てに対する助言や支援の協力を得ることは難しくなっており、子育てに対する保護者の負担は大きくなりつつあります。

「第1期子ども・子育て支援事業計画」では、若い世代が結婚や出産、子育てに希望を持つことができる社会をめざし「少子化対策」という考え方で子どもの支援に取り組みながら、社会情勢の変化に対応するため、子どもの目線で子育てに向き合う「子どもが主人公」という考え方で、「子どもたちの幸せを守る」をコンセプトに取り組んできました。

第2期子ども・子育て支援事業計画においても、このコンセプトを継続し、今後も、子どもたちの思いを尊重し、保育園に行きたい、学校に通いたいと思えるような質の高い教育・保育を総合的に行っていきます。

子どもたちの健やかな成長は、地域など子どもたちを取り巻く環境に大きく左右されるため、さらに地域での子育て支援の充実を図り、村全体で子育てを応援していきます。

本計画では、村民一人ひとりが誇りをもち、地域全体で思いやりをもって子育てを支援していくという意味も込めて、「山江村子ども・子育て支援事業計画」の流れを引き継ぎ、「むらを誇り、思いやりあふれる子が育つ 山江村」を基本理念として掲げます。

「むらを誇り、思いやりあふれる子が育つ 山江村」



2 基本的な視点

(1) 子どもの育ちの視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、乳幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長が保障されるような取組を進めます。

(2) 親としての育ちの視点

親としての自覚と責任を高め、心豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

(3) 地域での支え合いの視点

子どもの成長にとって、より良い環境づくりのためには、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要であり、地域ぐるみで子育て支援を進めます。

(4) 子育て環境の充実の視点

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取組を進めます。

(5) 結婚・妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する視点

子どもが健やかに育っていくためには教育・保育事業を充実させるだけでなく、妊娠・出産期から青年期まで様々な取り組みが必要であることから、本計画では、小学校入学への不安や、地域で充実させてほしい事業のニーズの把握に努め、支援施策の充実につなげるとともに、切れ目のない支援の状況を明確にすることなどを進めます。

(6) 健全な幼児教育・保育の質を支援する視点

子どもの自発性や主体性を育てる教育・保育を確保するうえで、子ども一人一人を大切に寄り添う教育・保育に努めるため、発達を理解し、適切な援助、環境の構成などを工夫して実践し、教育・保育を充実させる取組を進めます。

3 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。

- | |
|---|
| 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども |
| 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
【保育を必要とする子ども】 |
| 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
【保育を必要とする子ども】 |

※保育の必要性の認定にあたっては、①保育を必要とする事由、②保育の必要量、③優先利用を考慮した上で認定が行われます。

①保育を必要とする事由

1	月48時間以上の就労 (フルタイム、パートタイム、夜間、自営業、農業、内職など基本的にすべての就労)
2	妊娠、出産
3	保護者の疾病、障がい
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5	災害復旧
6	求職活動(起業準備を含む)
7	就学(職業訓練学校等における職業訓練を含む)
8	虐待やDVのおそれがあること
9	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
10	その他、上記に類する状態として村が認める場合

②保育必要量

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」…主にフルタイム就労を想定した利用時間(1日あたり11時間まで)

「保育短時間」……主にパートタイム就労を想定した利用時間(1日あたり8時間まで)

③優先保育の基準

次に該当する場合は、優先的に保育が必要と認められる場合があります。

- ・ひとり親家庭
- ・生活保護世帯
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ・子どもが障がいを有する場合 等

(2) 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
施設型給付 (教育・保育施設) <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園(所) ・ 幼稚園 ・ 認定こども園 	地域型保育給付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育 ・ 家庭的保育 ・ 居宅訪問型保育 ・ 事業所内保育 	[相談支援] <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者支援事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 [訪問系事業] <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 養育支援訪問事業 [通所系事業] <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て短期支援事業 (ショートステイ) ・ 一時預かり事業 ・ 延長保育事業 ・ 病児・病後児保育事業 ・ 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ、学童保育) [その他の事業] <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦に対する健康診査 ・ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) <ul style="list-style-type: none"> ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園(所)は保育園(所)委託運営費、幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育園(所)部分と幼稚園部分それぞれに安心こども基金から運営に関する費用が支払われていたものを、施設型給付により一本化 ● 都道府県が認可する教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市町村が認可する地域型保育事業を創設し、保育サービスを拡充 ● 給付の実施主体である市町村は、認可を受けた教育・保育施設および地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認 		

施設型給付

■ 保育園（所）・幼稚園

保育園（所）は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています。

■ 認定こども園

幼稚園・保育園（所）などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）です。

地域型保育事業

小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上 19人以下で保育を行う事業
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業



4 教育・保育提供区域の設定

(1) 国の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

【国の考え方】

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

(2) 区域設定の進め方についての補足

区域と事業計画について

- 「量の見込み」と「確保方策」を区域ごとに設定し、事業計画に記載。
- 各年度の児童の認定区分ごとの「教育・保育」の「量の見込み」(需要)に対する「確保方策」(「いつ」・「どの施設・事業で」・「どのくらいの」提供を行っていくのか)を記載。
- 「地域子ども・子育て支援事業」についても同様に、各事業の計画を記載。

(3) 山江村の教育・保育提供区域について

「教育・保育提供区域」は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、前回計画に引き続き、山江村全域を1区域として設定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

5 取り組みの体系

1 子ども・子育て 支援給付	1 施設型給付	①認定こども園 ②保育園 ③幼稚園
	2 地域型保育給付	①小規模保育 ②家庭的保育 ③居宅訪問型保育 ④事業所内保育
2 地域子ども・子 育て支援事業	1 地域子ども・ 子育て支援事業	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨時間外保育事業（延長保育事業） ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業 ※放課後子供教室
3 山江村での取り組み	1 職業生活と家庭生活と の両立の推進	(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進 ①男女共同参画推進事業 ②仕事と生活の調和に向けた啓発 ③男性の子育てへの参加の促進
	2 要保護・要支援児童へ の取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 ①児童虐待防止ネットワークの推進 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 ①福祉サービス等各種制度の充実 ②社会参加の促進 (3) 障がい児施策の充実 ①健康診査や学校における健康診断等の充実 ②特別支援教育体制の推進 ③療育支援体制の充実 ④障がい福祉サービス等の充実
	3 子どもと保護者の 健康づくり	(1) 子どもや親の健康の確保 ①乳幼児健診の充実 ②育児学級の充実 (2) 小児救急医療体制の充実 ①小児救急医療体制の充実 ②小児医療の情報提供の充実
	4 地域における子育て 支援	(1) 経済的支援の充実 ①こんにちは赤ちゃん祝金 ②チャイルドシート購入補助金 ③すこやか子ども医療費助成事業 ④不妊治療費助成事業 ⑤風しん任意予防接種費用助成事業 ⑥小・中学校給食費助成事業 ⑦就学金 (2) 情報提供・相談支援体制の充実 ①子育てに関する情報提供の充実 ②相談支援体制の充実 ③保育所等における連携の強化 (3) 子どもの視点に立った居場所づくりの充実 ①学校等、地域施設の開放・充実 ②親子ふれあい教室の充実 ③歴史民俗資料館図書室の充実 (4) 子育て仲間との交流・ふれあいの場の充実 ①子育てサロンの充実

第4章 子ども・子育て支援給付

1 施設型給付

現在、本村には私立保育園が2箇所、幼保連携型認定こども園が1箇所あり、それぞれ教育・保育等を実施しています。

事業名	担当課	内容
認定こども園	健康福祉課	幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち教育及び保育を一体的に提供し、地域の子育て支援も行う施設です。
保育園	健康福祉課	保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児などの児童を保育する事業です。
幼稚園	健康福祉課	幼稚園教育の目標を達成するために必要な様々な体験が豊富に得られるような環境を構成し、その中で幼児が幼児期にふさわしい生活を営むようにする事業です。

2 地域型保育給付

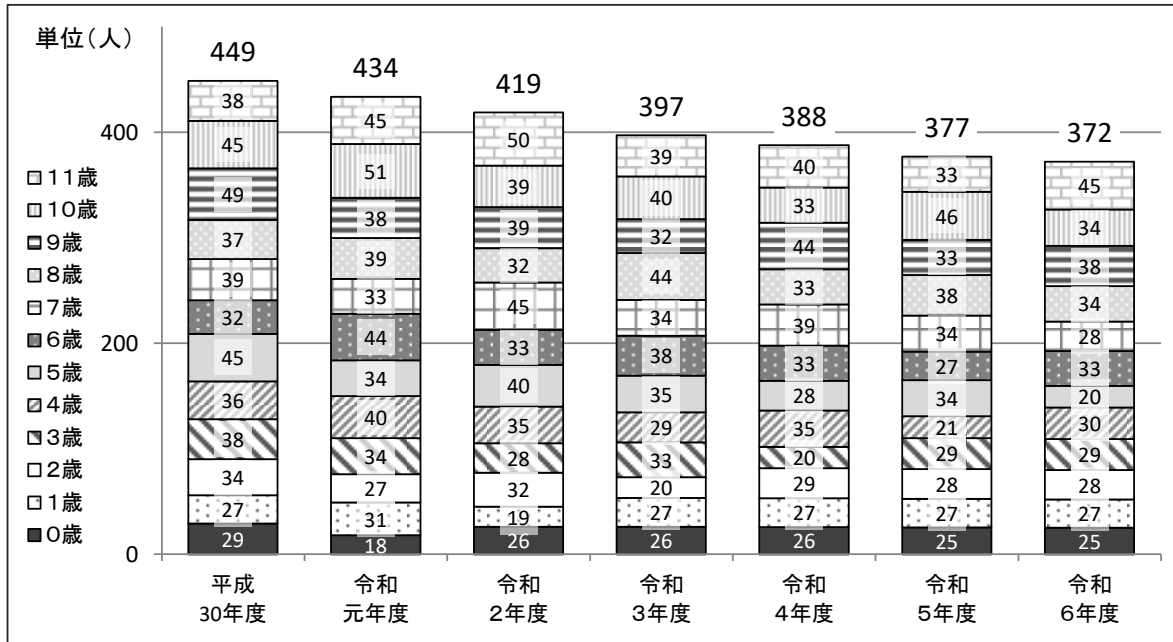
現在、地域型保育に関しては、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育いずれも実施している施設はありません。

事業名	担当課	内容
小規模保育	健康福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行います
家庭的保育	健康福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が保育を行います。
居宅訪問型保育	健康福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行います。
事業所内保育	健康福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

3 児童数推計

教育・保育の「量の見込み」の算出については、山江村の今後の推計児童数を平成 26 年から平成 31 年までの各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法を用いて算出し、施設利用の実態に応じて算出しています。山江村の今後の児童数は減少傾向で推移すると予測されています。

<11 歳以下の人口推計>



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	29	18	26	26	26	25	25
1歳	27	31	19	27	27	27	27
2歳	34	27	32	20	29	28	28
3歳	38	34	28	33	20	29	29
4歳	36	40	35	29	35	21	30
5歳	45	34	40	35	28	34	20
6歳	32	44	33	38	33	27	33
7歳	39	33	45	34	39	34	28
8歳	37	39	32	44	33	38	34
9歳	49	38	39	32	44	33	38
10歳	45	51	39	40	33	46	34
11歳	38	45	50	39	40	33	45
合計	449	434	419	397	388	377	372
対前年比		96.7%	96.5%	94.8%	97.7%	97.2%	98.7%

※平成 30 年度、令和元年度は 4 月 1 日時点の実児童数。令和 2 年度～令和 6 年度は 4 月 1 日時点の推計児童数。

4 量の見込みと確保方策

○令和2年度

単位(人)

	1号	2号		3号	
		幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
①山江村の量の見込み	9	88		20	49
		11	86		
②確保方策	確保方策合計	11	95	20	54
	幼稚園	0		0	0
	認定こども園(幼稚園部分)	10			
	認定こども園(保育所部分)		30	10	20
	保育所		45	8	27
	地域型保育事業		0	0	0
広域利用による委託	1	20	2	7	
村内量の見込みに対する 過不足(②-①)	0	9	0	5	
③自治体からの受託	0	7	0	5	
受託を含めた過不足 (②-①-③)	0	2	0	0	

■広域利用による委託の自治体別内訳

単位(人)

	1号	2号		3号		
		幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳	
合計	1	20		2	7	
内訳	人吉市	1	人吉市	20	人吉市	7

■広域利用による受託の自治体別内訳

単位(人)

	1号	2号		3号		
		幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳	
合計	0	7		0	5	
内訳			人吉市	5	人吉市	2
			錦町	2	錦町	3

○令和3年度

単位(人)

	1号	2号		3号	
		幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
①山江村の量の見込み	9	87		20	46
	11	85			
②確保 方策	確保方策合計	11	95	20	54
	幼稚園	0		0	0
	認定こども園(幼稚園部分)	10			
	認定こども園(保育所部分)		30	10	20
	保育所		45	8	27
	地域型保育事業		0	0	0
広域利用による委託	1	20	2	7	
村内量の見込みに対する 過不足(②-①)	0	10	0	8	
③自治体からの受託	0	7	0	4	
受託を含めた過不足 (②-①-③)	0	3	0	4	

■広域利用による委託の自治体別内訳

単位(人)

	1号	2号		3号		
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳	
合計	1	20		2	7	
内訳	人吉市	1	人吉市	20	人吉市	7

■広域利用による受託の自治体別内訳

単位(人)

	1号	2号		3号		
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳	
合計	0	7			4	
内訳			人吉市	5	人吉市	2
			錦町	2	錦町	2

○令和4年度

単位(人)

	1号	2号		3号	
		幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
①山江村の量の見込み	8	79		20	51
		9	78		
②確保 方策	確保方策合計	11	95	20	54
	幼稚園	0		0	0
	認定こども園(幼稚園部分)	10			
	認定こども園(保育所部分)		30	10	20
	保育所		45	8	27
	地域型保育事業		0	0	0
広域利用による委託	1	20	2	7	
村内量の見込みに対する 過不足(②-①)	2	17	0	3	
③自治体からの受託	0	9	0	2	
受託を含めた過不足 (②-①-③)	2	8	0	1	

■広域利用による委託の自治体別内訳

単位(人)

	1号	2号		3号		
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳	
合計	1	20		2	7	
内訳	人吉市	1	人吉市	20	人吉市	7

■広域利用による受託の自治体別内訳

単位(人)

	1号	2号		3号		
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳	
合計	0	9		0	2	
内訳			人吉市	5	人吉市	2
			錦町	4		

○令和5年度

単位（人）

	1号	2号		3号	
		幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
①山江村の量の見込み	8	80		19	50
		9	79		
②確保 方策	確保方策合計	11	95	20	54
	幼稚園	0		0	0
	認定こども園（幼稚園部分）	10			
	認定こども園（保育所部分）		30	10	20
	保育所		45	8	27
	地域型保育事業		0	0	0
広域利用による委託	1	20	2	7	
村内量の見込みに対する 過不足（②-①）	2	16	1	4	
③自治体からの受託	0	8	0	2	
受託を含めた過不足 （②-①-③）	2	8	1	2	

■広域利用による委託の自治体別内訳

単位（人）

	1号	2号		3号		
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳	
合計	1	20		2	7	
内訳	人吉市	1	人吉市	20	人吉市	7

■広域利用による受託の自治体別内訳

単位（人）

	1号	2号		3号		
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳	
合計	0	8		0	2	
内訳			人吉市	5	人吉市	2
			錦町	3		

○令和6年度

単位(人)

	1号	2号		3号	
		幼児期の学校教育の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
①山江村の量の見込み	8	76		19	50
		9	75		
②確保方策	確保方策合計	11	95	20	54
	幼稚園	0		0	0
	認定こども園(幼稚園部分)	10			
	認定こども園(保育所部分)		30	10	20
	保育所		45	8	27
	地域型保育事業		0	0	0
広域利用による委託	1	20	2	7	
村内量の見込みに対する 過不足(②-①)	2	20	1	4	
③自治体からの受託	0	7	0	2	
受託を含めた過不足 (②-①-③)	2	13	1	2	

■広域利用による委託の自治体別内訳

単位(人)

	1号	2号		3号		
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳	
合計	1	20		2	7	
内訳	人吉市	1	人吉市	20	人吉市	7

■広域利用による受託の自治体別内訳

単位(人)

	1号	2号		3号		
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳	
合計	0	7		0	2	
内訳		人吉市	5		人吉市	2
		錦町	2			

◆提供体制、確保方策の具体的な考え方

現在、認可保育所2施設、幼保連携型認定こども園1施設にて確保方策を実施しています。（定員：村全体150人）

【1号認定：3～5歳（教育のみ）】

既存の認定こども園により、1号認定の量の見込みに対して定員は充足している。引き続き1号認定を必要とする子どもの定員確保に努める。併せて近隣市町村の幼稚園等にて預入れを行うことにより量の確保に努める。

○広域利用：令和2年度～令和6年度 人吉市1人

【2号認定：3～5歳（保育の必要性あり）】

2号認定については、量の見込みに対して定員が充足している。村内に新設での保育所等の設置は困難なため、引き続き近隣市町村と調整の上、広域利用による確保を行う。

○広域利用：令和2年度～令和6年度 人吉市20人

【3号認定：0歳（保育の必要性あり）】

3号認定（0歳）については、量の見込みに対して定員が充足している。村内に新設での保育所等の設置は困難なため、引き続き近隣市町村と調整の上、広域利用による確保を行う。

○広域利用：令和2年度～令和6年度 人吉市2人

【3号認定：1・2歳（保育の必要性あり）】

3号認定（1・2歳）については、量の見込みに対して適正な定員を確保し、引き続き近隣市町村と調整の上、広域利用による確保を併せて行う。

○広域利用：令和2年度～令和6年度 人吉市7人

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

現在の保育施設を活用し、児童・保護者の教育・保育の利用状況および利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう努めます。また、保育所等の施設の意向に則し、施設が認定こども園への移行を検討する場合は、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供等の支援を行います。

(2) 教育・保育施設の質の向上

教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図るためには、保育士等の専門性や経験が重要になります。

保育士等に対し、熊本県の実施する研修等に関する情報提供を行い資質の向上を図るとともに、関係機関との連携のもと、保育士や幼稚園教諭等の人材不足問題にも対応していきます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事、幼児教育アドバイザーの配置・確保等に向けた検討を行い、就学前の子どものための施設全体の幼児教育・保育の質の向上を目指します。

(3) 認定こども園、保育園と小学校等との連携の推進

幼児期の学校教育は、子どもの「生きる力」の基礎や学校教育の基盤を培う重要な時期となります。

認定こども園及び保育園は、小学校の行事や授業参観など子どもや保護者の参加を推進するとともに、保育士等と小学校教諭との意見交換会や相互参観等の実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な移行に努めます。

6 産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実強化を図ります。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続の変更について検討します。

第5章 地域子ども・子育て支援事業等

1 地域子ども・子育て支援事業等

事業名	担当課	内容
利用者支援事業	健康福祉課	<p>子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育園での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。</p> <p>子育て支援相談員（保育士等）を配置し、妊娠期から子育て中の保護者からの様々な相談や支援を実施しており、今後も継続して事業を実施していきます。</p>

■量の見込み

①基本型・特定型

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1	1
②確保の内容（箇所）	1	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0	0

②母子保健型

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1	1
②確保の内容（箇所）	1	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0	0



事業名	担当課	内容
地域子育て支援拠点事業	健康福祉課	<p>地域において子育て家庭の親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置をすることにより、地域子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する事業です。</p> <p>現在、庁内連携及び類似事業（子育てサロン等）を実施し対応しています。今後、子育ての充実を図るうえで拠点設置の必要性も検討し、利用ニーズを踏まえながら実施を検討します。</p>

■量の見込み

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人回）	0	54	51	57	57	56
②確保の内容（人回）	0	0	0	57	57	56
②-①	0	-54	-51	0	0	0

事業名	担当課	内容
妊婦健康診査	健康福祉課	<p>安心・安全に出産できる体制づくりを進めるため、妊産婦に対する健康状態の把握等を行います。</p> <p>今後も体制を強化・維持し、利用が滞らないよう受診の必要性の啓発と医療機関との連携の強化を引続き支援していきます。</p> <p>実施場所：熊本県内の医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：熊本県医師会との委託契約 検査項目：熊本県医師会と市町村が協議の上、定める基本的な妊婦健康診査項目</p>

■量の見込み

	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	37	26	26	26	25	25
②確保の内容（人）	48	26	26	26	25	25
②-①	11	0	0	0	0	0

事業名	担当課	内容
乳児家庭 全戸訪問事業	健康福祉課	<p>子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。</p> <p>保健師や子育て支援相談員等ができる限り早い時期に家庭訪問を実施し、子どもの健やかな成長を図り母親の育児不安等を軽減し子育て支援を行います。</p> <p>今後も支援を強化・維持し、実施していきます。</p> <p>実施体制（職員人数）：保健師2名 子育て支援相談員（保育士）1名 母子保健推進員1名</p> <p>実施機関：健康福祉課</p>

■量の見込み

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	23	26	26	26	25	25
②確保の内容（人）	33	26	26	26	25	25
②-①	10	0	0	0	0	0

事業名	担当課	内容
養育支援訪問 事業	健康福祉課	<p>育児ストレスや産後うつなど子育てに不安や孤立感を抱える家庭や、養育支援が必要な家庭に対して保健師や子育て支援相談員が家庭訪問し、適切な支援を行います。関係機関とも連携して子育て支援を図ります。</p> <p>今後、EPDS高値者把握の関わりは可能となりましたが、育児ストレスに関しては把握が難しいため、国や地域等の情報提供や健診での見極め力を強化し、今後も継続して実施していきます。</p> <p>実施体制（職員人数）：保健師2名 子育て支援相談員（保育士）1名</p> <p>実施機関：健康福祉課</p>

■量の見込み

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（職員数）	2	2	2	2	2	2
②確保の内容（実施体制）	2	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0	0

事業名	担当課	内容
子育て 短期支援事業	健康福祉課	<p>保護者が疾病・疲労、仕事などの理由により家庭において子どもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等で子どもを一時的に預かり、必要な保護を行います。</p> <p>現在、事業を実施していないため、今後も引き続きニーズを把握しながら事業実施を検討していきます。</p>

■量の見込み

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人日）	0	0	0	0	0	0
②確保の内容（人日）	0	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	0

事業名	担当課	内容
ファミリー・ サポート・ センター事業	健康福祉課	<p>仕事と家庭の両立が難しい場合等において、子育てを支援するため、子どもを預かってほしい方（依頼会員）と子どもを預かることができる方（協力会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。</p> <p>現在、山江村ではニーズがなく事業を実施していません。今後も引き続きニーズを把握しながら事業実施を検討します。</p>

■量の見込み

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人日）	0	0	0	0	0	0
②確保の内容（人日）	0	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0	0

事業名	担当課	内容
一時預かり事業 【幼稚園型】	教育委員会	幼稚園において保育が必要な子どもに対し、一時的な預かり保育を提供する事業です。 現在、村内に幼稚園がないため、今後もニーズを把握しながら、近隣市町村と協力し事業実施について検討します。
一時預かり事業 【幼稚園型以外】	健康福祉課	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に保育所等で預かる事業です。 現在、認可保育所1施設、認定こども園1施設で自主事業として実施されています。 今後、村内施設の補助事業の対象とするため、支援場所および人材の確保を図り、ニーズに対応可能な実施を目指します。

■量の見込み

		平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
一時預かり 【幼稚園型】	①量の見込（人日）	0	0	0	0	0	0
	②確保の内容（人日）	0	0	0	0	0	0
	②-①	0	0	0	0	0	0
一時預かり 【幼稚園型 以外】	①量の見込（人日）	403	1,048	988	960	962	931
	②確保の内容（人日）	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340
	②-①	1,937	1,292	1,352	1,380	1,378	1,409



事業名	担当課	内容
延長保育事業 (時間外保育事業)	健康福祉課	<p>保護者の就労形態の多様化などに伴う延長保育の需要に対応するため、保育園の開所時間を延長して保育を行う事業です。</p> <p>現在、認可保育所2施設、認定こども園1施設で実施。 今後も利用者ニーズに対し、柔軟に対応するため継続して実施していきます。</p>

■量の見込み

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(人)	52	74	70	68	68	66
②確保の内容(人)	130	130	130	130	130	130
②-①	78	56	60	62	62	64

事業名	担当課	内容
病児・病後児 保育事業	健康福祉課	<p>保護者の就労等により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは事業のための専用施設で、一時的に保育する事業です。</p> <p>今後も事業を継続し、情報提供を強化し利用者の促進に努めます。</p> <p>現在は、隣接する人吉市との共同事業として、人吉市内にある施設1箇所で開催しています。現在の提供体制を維持し、引き続き事業を実施します。</p>

■量の見込み

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(人日)	58	78	62	61	61	59
②確保の内容(人日)	360	360	360	360	360	360
②-①	302	282	298	299	299	301

事業名	担当課	内容
放課後児童 健全育成事業	健康福祉課	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、保育施設等で放課後及び長期休暇等に預かり、子どもの健全育成を図る事業です。</p> <p>今後も継続的に事業を実施し、ニーズに対応できるよう努めます。また、小学校等の余裕教室の活用も含めた事業の推進を図ります。</p>

■量の見込み

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(人)	57	63	62	59	55	54
1年生		23	22	21	20	19
2年生		14	13	12	11	11
3年生		12	12	11	10	10
4年生		5	6	6	5	5
5年生		4	5	5	5	5
6年生		5	4	4	4	4
②確保の内容(人)	97	90	90	90	90	90
②-①	40	27	28	31	35	36

(参考)

事業名	担当課	内容
放課後子ども 教室	教育委員会	<p>放課後や週末等に子供たちの安全・安心な活動拠点を設け、学習や様々な体験の機会を定期的・継続的に提供することを目的とし実施します。</p> <p>今後も、地域協力を得ながら提供体制を維持し、引き続き事業を実施します。</p>

■量の見込み

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(人)	38	33	43	34	40	27
②確保の内容(人)	70	70	70	70	70	70
②-①	32	37	27	36	30	43

事業名	担当課	内容
実費徴収に係る補足給付を行う事業	健康福祉課	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業となります。

【確保の内容】
 国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

事業名	担当課	内容
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	健康福祉課	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業となります。

【確保の内容】
 国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。



2 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画

(1) 新・放課後子ども総合プランの目的

子どもが保育所等から小学校に進学する際、保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため、仕事と育児の両立が難しくなる事を「小1の壁」といいます。

国では、「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、平成26年度に「放課後子ども総合プランを策定」し、受け皿の整備などを推進してきました。

しかし、近年、女性の就業率の上昇等により、共働き家庭等の児童数のさらなる増加が見込まれていることから、国は引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、さらなる受け皿の整備や学校施設の徹底的な活用を目標として掲げ、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

このプランでは、市町村においても、すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を計画的に整備することが求められています。

(2) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

本村では、現在、3施設で放課後児童クラブを実施しています。

また、2つの小学校において放課後子ども教室を実施しています。

今後も、現在の体制を維持し、内容の充実を図ることで対応することとします。

	実績	R2	R3	R4	R5	R6
学校数	2	2	2	2	2	2
実施校数	—	—	—	—	—	—
一体型	—	—	—	—	—	—
連携型	—	—	—	—	—	—
学校数に占める実施割合	%	%	%	%	%	%

(3) 放課後児童クラブの令和5年度に達成されるべき目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量	放課後児童クラブの充実を最優先とし、設定しない。
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度までの実施計画	放課後児童クラブの充実を最優先とし、設定しない。

(4) 山江村の放課後児童クラブおよび放課後子供教室の整備方針

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブの充実を図り、安全・安心な放課後等の居場所の確保に努める。 小学校の空き教室の活用については、ニーズに応じ、学校教育に支障がない範囲で、学校施設の開放を進めることに努める。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	利用状況を踏まえ、必要に応じ今後、学校関係者と協議し検討を図る。
放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	教育委員会と健康福祉課等で積極的な情報交換・共有を図り、協議を踏まえ推進していく。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修や受け入れに必要な補助体制を図る。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	利用状況等を踏まえながら、関係者等と協議し検討を行う。
放課後児童クラブがその役割をさらに向上させていくための方策	子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを推進する。
放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等	子どもに関わる関係機関等と情報共有ができる体制づくりを目指し周知を図る。

第6章 山江村での取り組み

1 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

男女共同参画の推進を図るとともに、企業や労働者へ育児休業等の取得の促進、また、男性の子育てへの参加の促進により、仕事と生活の調和の実現をめざします。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	男女共同参画推進事業	健康福祉課	男女がお互いに個性と能力を尊重し合い、あらゆる分野において社会参画できるよう、「山江村男女共同参画推進条例」及び「山江村男女共同参画基本計画」に基づき、男女の人権が尊重される村及び地域社会の実現を図っています。 今後も、山江村の委員・審議会等の参加促進に取り組みながら、男女共同参画の推進を図ります。
2	仕事と生活の調和に向けた啓発	総務課 企画調整課 産業振興課	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、企業や労働者に対し育児休業の取得や時間外勤務の削減、有給休暇取得の促進に努めます。 今後も啓発活動を強化し、仕事と生活の調和を目指します。
3	男性の子育てへの参加の促進	健康福祉課	「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割意識を払拭し、夫婦が協力し合いながら子育てができる環境をつくるため、育児教室等での学習の場の提供や乳幼児健診での夫婦参加を促進し、男性の子育て参加を促進していきます。



2 要保護・要支援児童への取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携を図り、虐待の早期発見・防止に努めるとともに、ケース検討会議等を開催するなど、児童虐待防止対策の充実を図ります。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	児童虐待防止ネットワークの推進	教育委員会 健康福祉課	児童虐待の早期発見・防止のために、関係機関による情報連携を強化し、ケース検討会議等を開催することにより、未然防止に取り組みます。
2	子どもの権利擁護の推進	教育委員会 健康福祉課	体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳幼児健診の場や保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。
3	社会的養育施設との連携	教育委員会 健康福祉課	親の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設との連携した支援を行います。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の現況を把握し、福祉サービス等各種制度を充実するとともに、相談体制の充実や就業機会の確保に努め、自立を支援します。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	福祉サービス等各種制度の充実	健康福祉課	ひとり親家庭等においては、「山江村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例」を定め、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図っています。 今後も、ひとり親家庭等の福祉の向上を目的とし、広報などでの制度の周知を強化し、制度の充実を図ります。
2	社会参加の促進	健康福祉課	ひとり親家庭等に対する相談体制の充実を図るとともに、国及び県の「母子家庭等就業・自立支援センター事業」やハローワーク等での就労促進事業の案内等を実施し、ひとり親家庭等の就業機会の確保に努め、社会参加の促進を図ります。

(3) 障がい児施策の充実

健康診査等により疾病や事故の予防・早期発見に努めるとともに、障がいのある子どもとその家庭に対し、一人ひとりの障がいの状況に応じた療育・教育支援等に取り組みます。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	健康診査や学校における健康診断等の充実	健康福祉課 教育委員会	障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、乳幼児に対する健康診査や、学校健診等を実施しています。 今後も、家庭や関係機関と連携しながら、事業に取り組みます。
2	特別支援教育体制の推進	教育委員会	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の成長や自立に向けた主体的な取り組みを支援するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進します。 今後も、懸念を要する就学前児童について保健師やSSW、産業医と連携し、児童の保護者に対し特別支援教育の理解を深めることで支援を強化し、保護者や地域住民等に対し、特別支援教育への必要性および理解、啓発を促進していきます。
3	療育支援体制の充実	健康福祉課	療育指導が必要と判断された障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適應できるよう、身体及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行っています。 療育の必要な子どもが増加傾向にあり、今後は、早期発見・療育につなげられるよう人吉球磨地域での連携を図り、療育支援体制の充実を図ります。
4	障がい福祉サービス等の充実	健康福祉課	障がい福祉サービス等の周知や相談支援の充実により、保護者の負担軽減と障がいのある子どもの自立や社会参加を促進しています。 今後も、国等の制度の動向を踏まえながら適切に対応します。
5	医療的ケア児支援体制の検討	健康福祉課 教育委員会	医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を検討します。

3 子どもと保護者の健康づくり

(1) 子どもや親の健康の確保

親子がともに健康な生活を送ることができ、子どもが健やかに発育・発達していけるよう健診や育児学級等による支援を行います。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	乳幼児健診の充実	健康福祉課	疾病の早期発見、心身の発育・発達のチェック、生活習慣や栄養・育児に関する相談、子育て支援、児童虐待の予防・早期発見を目的として、乳幼児健診を実施しています。 今後も子どもの健やかな成長を支援するため、健診を通じ、きめ細やかな支援を図ります。
2	育児学級の充実	健康福祉課	育児学級を相良村と合同で毎月開催し、乳児の運動発達確認や離乳食指導などを行っています。また、教育委員会との連携によりハートタッチ絵本事業（絵本の読み聞かせ）を実施しています。 今後も乳児の健やかな成長を支援し、育児に関する知識を普及するとともに、子育て世帯の交流機会の向上のため支援していきます。



(2) 小児救急医療体制の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、小児医療の充実に努めるとともに、小児救急医療体制を充実し、子どもが健やかに育つことができる環境をつくります。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	小児救急医療体制の充実	健康福祉課	小児救急、休日・祝日在宅当番事業を人吉・球磨地域で広域的に取り組んでいます。 今後も住民ニーズに対応していくため、小児救急医療体制の充実を促進していきます。
2	小児医療の情報提供の充実	健康福祉課	乳幼児健診を通じて、事故防止や急病時の対処についての冊子等を配布し、また小児救急電話相談の情報提供を行っています。 今後も病気等に対する対処法や病院に関する情報提供の充実を図り支援していきます。



4 地域における子育て支援

(1) 経済的支援の充実

子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	こんにちは赤ちゃん祝金	健康福祉課	<p>子どもが健やかに成長できる子育て環境の充実を図るため、村内で出生した子どもに対して、祝い金を支給しています。</p> <p>今後も継続して実施し、定住促進の視点からも子育て家庭への経済的支援を図ります。</p>
2	チャイルドシート購入補助金	総務課	<p>6歳未満の乳幼児をもつ保護者に対して、チャイルドシートの購入経費に対して補助しています。</p> <p>今後も制度や手続きに関する周知・広報に努め、安心して育児ができる環境づくりを促進します。</p>
3	すこやか子ども医療費助成事業	健康福祉課	<p>子どもの病気の早期発見を促進し、健康を守るため、満18歳（年齢到達した年度末）までの子どもに対し、医療費の全額助成を行っています。</p> <p>今後も継続し、子育て環境の充実および健康増進に取り組んでいきます。</p>
4	不妊治療費助成事業	健康福祉課	<p>特定不妊治療を受ける夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成しています。</p> <p>今後も出産・育児を希望される方への支援および少子化対策の一助となるよう取り組んでいきます。</p>
5	風しん任意予防接種費用助成事業	健康福祉課	<p>風しん感染症から妊婦を守り、安心して出産できるよう接種費用の全額助成を行っています。</p> <p>今後も風しん予防に対する啓発を強化し、より安心して出産・育児ができるよう取り組んでいきます。</p>

No.	施策（事業）名	担当課	内容
6	小・中学校給食費助成事業	教育委員会	子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、小・中学校の給食費の助成を実施しています。 今後も事業を継続し、子どもに対して安心・安全な給食提供と地産地消を通じた地域理解に努めていきます。
7	就学金の支給	教育委員会	若者の定住促進と人口の増加を図るため、小学校に就学する子に対し就学金を支給しています。 今後も円滑な入学へのおよび安心した学校生活ができるよう支援していきます。

（２）情報提供・相談支援体制の充実

子育てに関する情報提供を充実するとともに、乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問事業、子育てサロンでの相談支援体制の充実を図り、育児の不安解消に取り組みます。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	子育てに関する情報提供の充実	健康福祉課 教育委員会 企画調整課	広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどを通じて、子育てに関する情報提供を行っています。 今後は広報紙やホームページを主体とし、幅広く子育てに関する情報提供の充実を図ります。
2	相談支援体制の充実	健康福祉課	健康福祉課に子育て支援相談員（保育士）を配置し、育児についての電話・面接相談を行うとともに、乳幼児健診や家庭訪問、子育てサロン等の際に相談支援を行っています。 今後も様々な取り組みを通じた相談支援を実施することで、子育て中の保護者に対する育児の不安解消や情報提供に努めます。
3	保育所等における連携の強化	健康福祉課	村内の保育所等における連絡調整や情報交換のための連携会議を開催し、連携の強化に努め、情報提供や相談支援体制の充実を図っています。 今後も継続して、情報連携を強化し、村内の保育の質の向上に努めていきます。

(3) 子どもの視点に立った居場所づくりの充実

子どもが地域の中で遊び、学べる環境をつくるため、学校等の地域施設を開放するとともに、自然の中や図書室等で親子がふれあえる環境づくりを整備し、子どもの視点に立った居場所づくりの充実に取り組みます。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	学校等、地域施設の開放・充実	教育委員会	放課後子ども教室や地域の学習塾、夏季休養中のプール設備の開放等、子どもが学び遊べる環境づくりの充実に取り組んでいます。 今後も事業を計画し、子ども達の環境づくりの充実を図っていきます。
2	親子ふれあい教室の充実	教育委員会	親子のふれあいの場として子育てサロンや学校PTAを中心とした体験学習を実施し、親子で共有できる機会の充実を実施しています。また、保護者協力によるキャンプ体験や地域の協力による行事等、様々な点で親子とのふれあいも増えている状況です。 今後、地域人材がリーダーとなり、より親子が共有できる体験学習ができるよう努めます。
3	歴史民俗資料館図書室の充実	教育委員会	子育てサロンや乳幼児健診等の場として活用し、親子での絵本の読み聞かせ会等を開催することで、子育て世代の利用しやすい環境づくりに努めています。 今後は、施設内において授乳室の設置等の整備や保育施設や学校施設との連携を図り、質の向上を推進していきます。



(4) 子育て仲間との交流・ふれあいの場の充実

子育て中の保護者が楽しく子育てに向き合える環境をつくるため、子育てサロンを充実させ、子育て仲間との交流やふれあいの場の充実に取り組みます。

No.	施策（事業）名	担当課	内容
1	子育てサロンの充実	健康福祉課	子育て中の保護者の相談の場として、また気軽に集い、育児不安の軽減や解消を図るために、健康の駅を拠点に子育てサロンを実施しています。 今後も交流の場を充実させるとともに、世代間交流の場もできるようにふれあいの場づくりに取り組みます。



第7章 子どもの貧困対策推進計画

1 計画策定の背景と趣旨

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」(122万円)に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.6%となっています。そしてこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。

国では、平成25年6月に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年1月に施行されました。

また、平成26年8月に子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。また、熊本県においても、平成27年3月に「くまもと子ども・子育てプラン」に包含するかたちで策定し、計画に基づき取組を進めています。

本村では、これまで、こんにちは赤ちゃん祝金事業や小・中学校給食費助成事業などの「経済的支援」のほか、「保護者の就労支援」を目的としたハローワークの情報提供など、国・県とも連携を図りながら支援施策を行ってきたところです。

しかしながら、全国的にも子どもの貧困対策の機運が高まっており、本村としても子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、「山江村子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

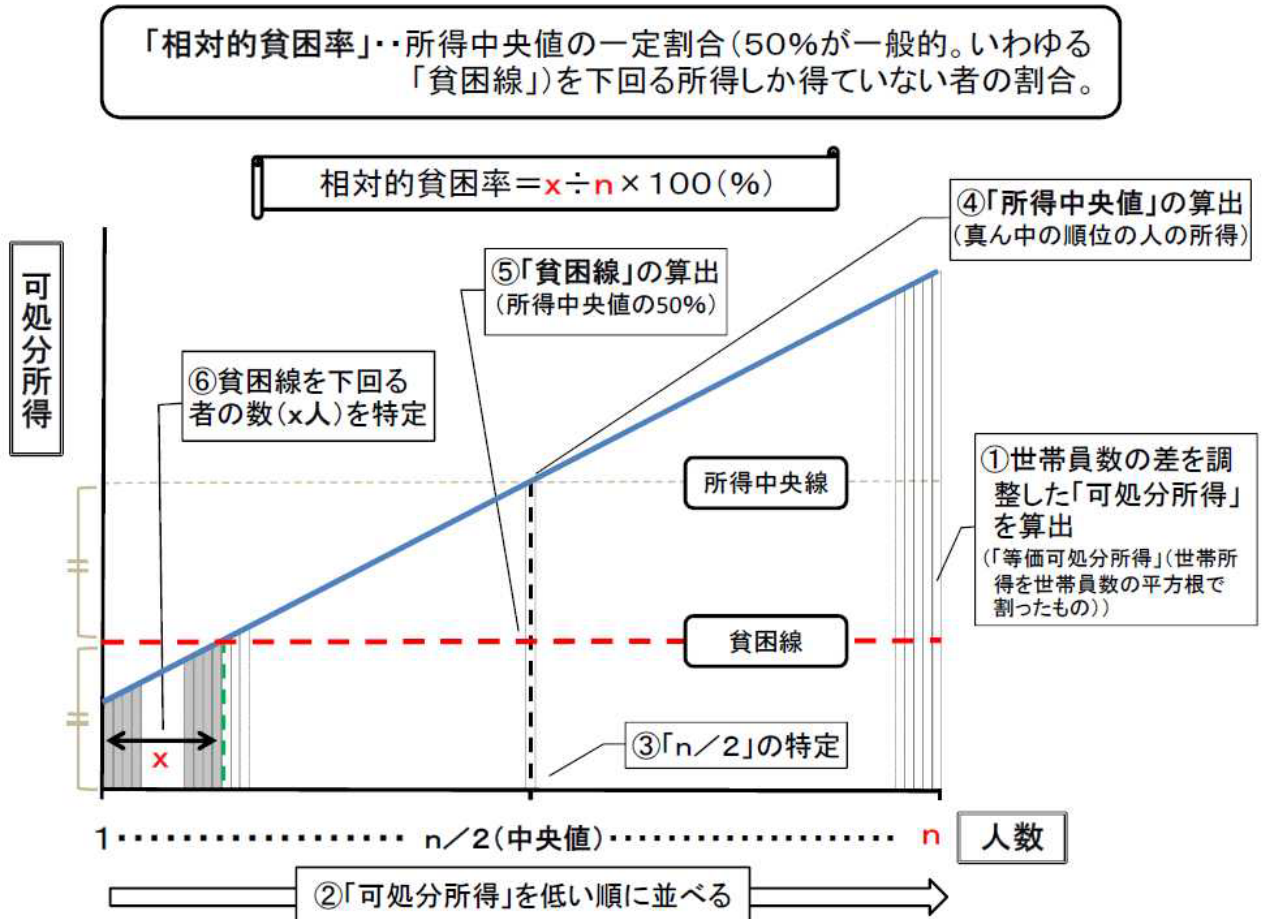
■「貧困」について

本計画においては、その日食べるものにも困り、衣服や住居も満足なものではない「絶対的貧困」のほか、その人が住んでいる社会、時代において、通常行われる習慣や行為が経済的な理由から行えない「相対的貧困」という経済的な視点だけでなく、子どもの生活上の困りごとにも広く貧困ととらえ、本村のすべての子どもたちの健やかな育ちを支援することを目的としています。

■相対的貧困率について

厚生労働省は相対的貧困率の算出方法について公表しており、それは以下のような方法となります。

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づきます。

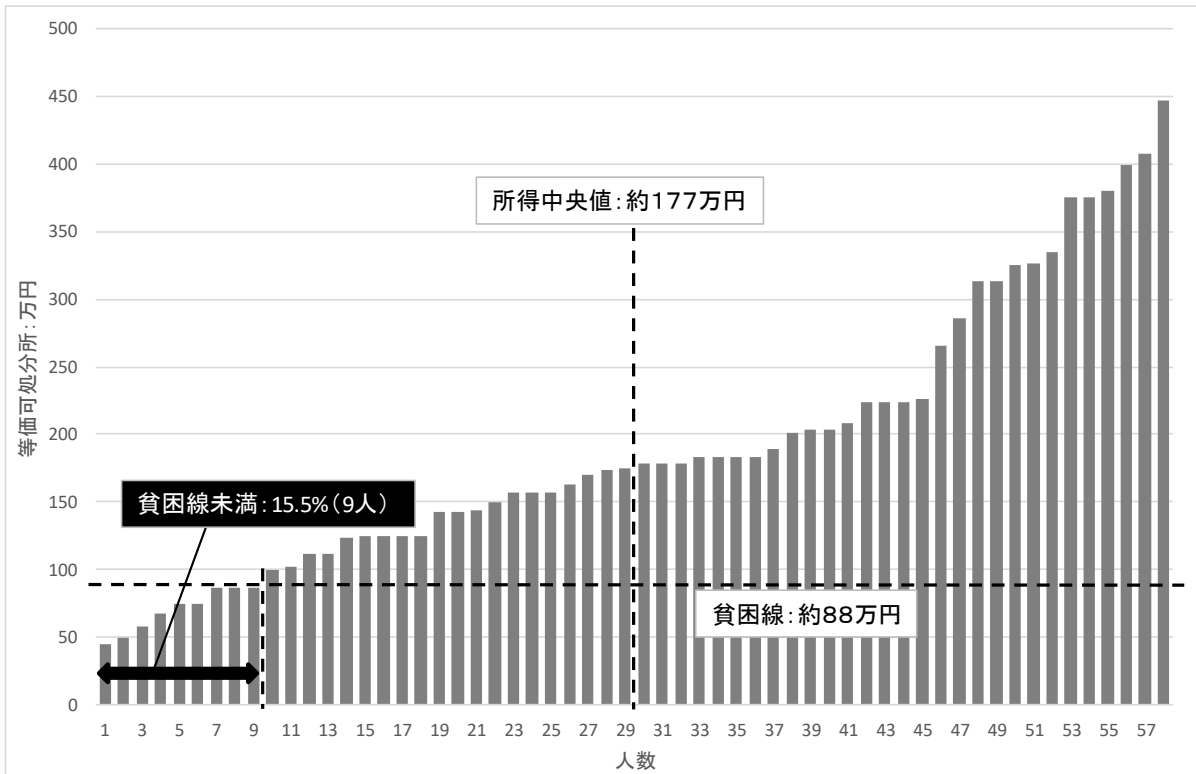


2 アンケート調査結果からみえる子どもの状況

熊本県が平成29年度に実施した「子どもの生活実態調査」の山江村の回答者の調査結果をもとに、村内の子どもの貧困の状況を確認しました。

(1) 相対的貧困の設定

<相対的貧困世帯の状況>



当該調査では、保護者向けアンケートの次の2つの設問により「相対的な貧困率」を判定し、貧困線を下回る層（15.5%）に属する回答者をⅠ層、それ以外の回答者をⅡ層と区分し、集計・分析を行っています。

○世帯人員数

○前年の世帯収入合計額

算出の結果、本村のⅠ層（相対的な貧困世帯）は、有効回答者数58件のうち9件となり、回答者全体に占める割合は15.5%となりました。

「ひとり親世帯」は有効回答者数58件のうち17件であり、全体の約29.3%となっています。そのうち47.1%が「相対的な貧困世帯」と判定され、ひとり親世帯のおかれている経済的な状況が厳しいことがわかります。

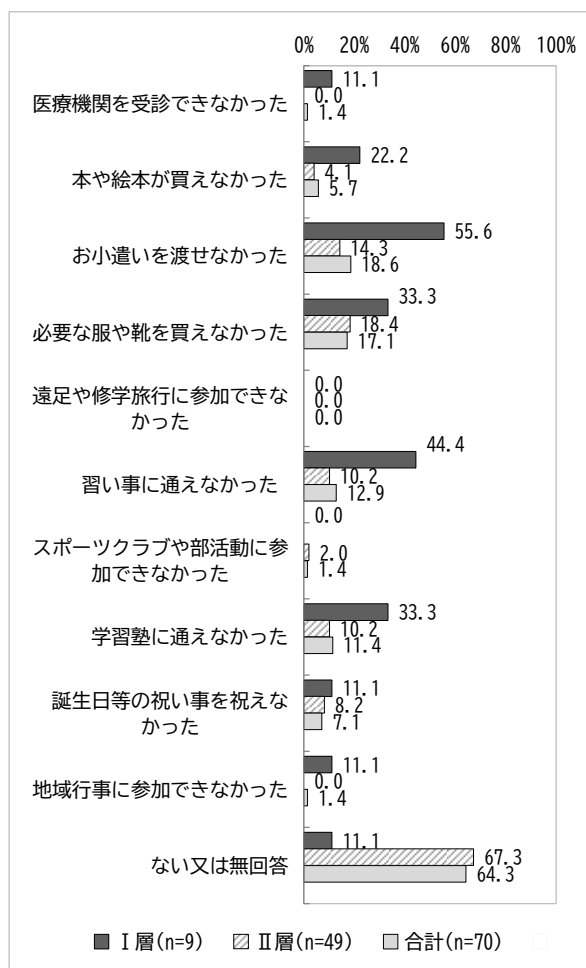
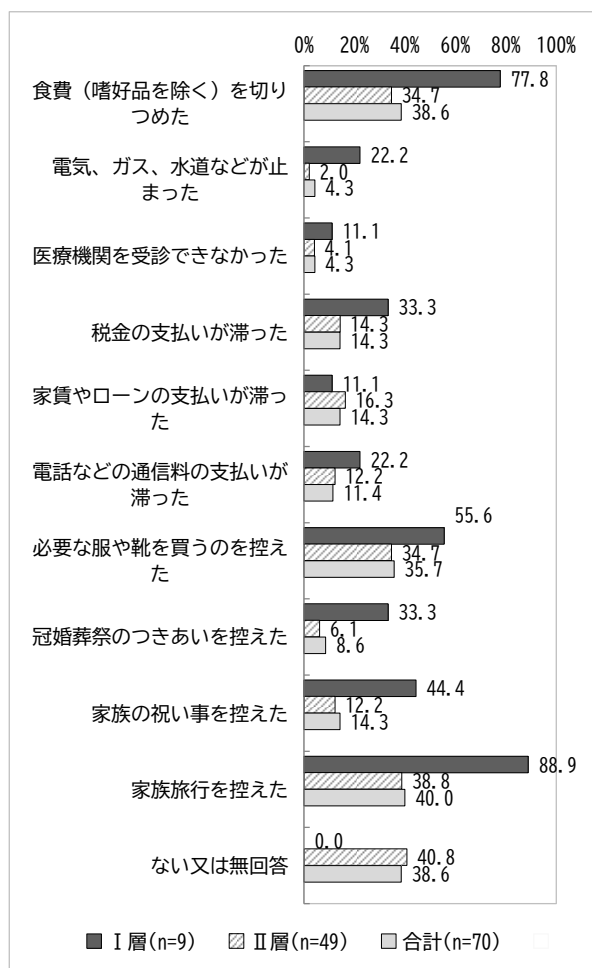
なお、今回の判定基準は調査結果分析のための便宜上のものであり、国が公表している相対的貧困率と比較できるものではありません。

(2) アンケート調査結果の概要

① 経済状況

- 経済的理由により経験したことがある世帯は、すべての項目においてⅡ層と比べⅠ層が高くなっています。特に「家族旅行を控えた」、「食費（嗜好品を除く）を切りつめた」とする回答の差が大きくなっています。
- 子どもが希望したにもかかわらず、経済的理由により経験したこととして、「お小遣いを渡せなかった」（Ⅰ層 55.6%：Ⅱ層 14.3%）、「必要な服や靴を買えなかった」（Ⅰ層 33.3%：Ⅱ層 18.4%）、「習い事に通えなかった」（Ⅰ層 44.4%：Ⅱ層 10.2%）、「学習塾に通えなかった」（Ⅰ層 33.3%：Ⅱ層 10.2%）が多くなっています。

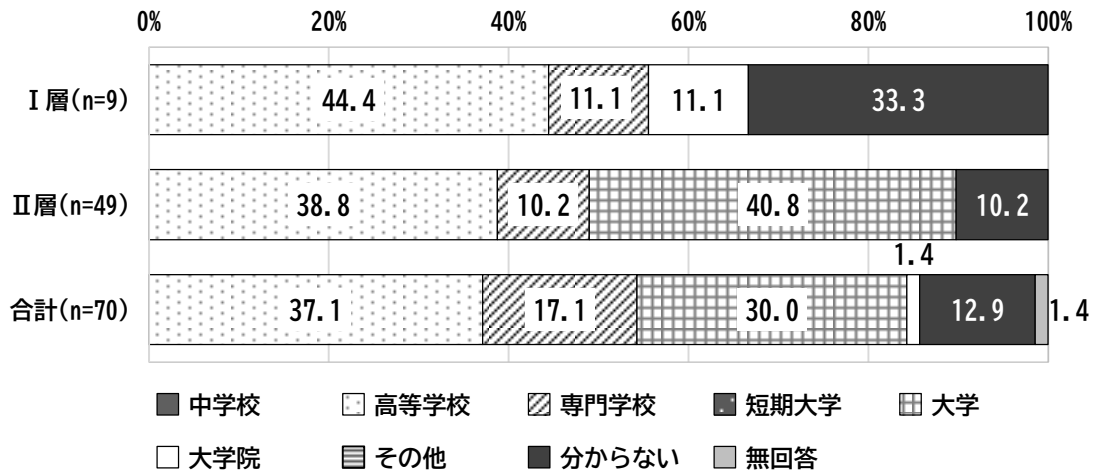
■世帯での経済的理由による経験（保護者回答） ■経済的理由による子どもの経験（保護者回答）



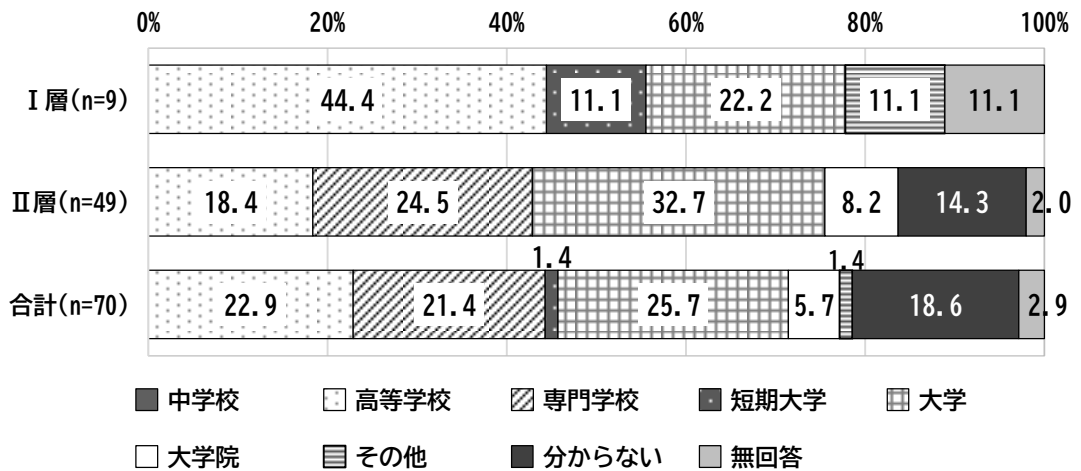
②教育環境

- I層の進学希望において、保護者の半数近くが「高等学校」となっています。また、「分からない」とする回答がI層では、3割となっています。
- I層の保護者において、進学が実現可能と思う割合が低くなっています。

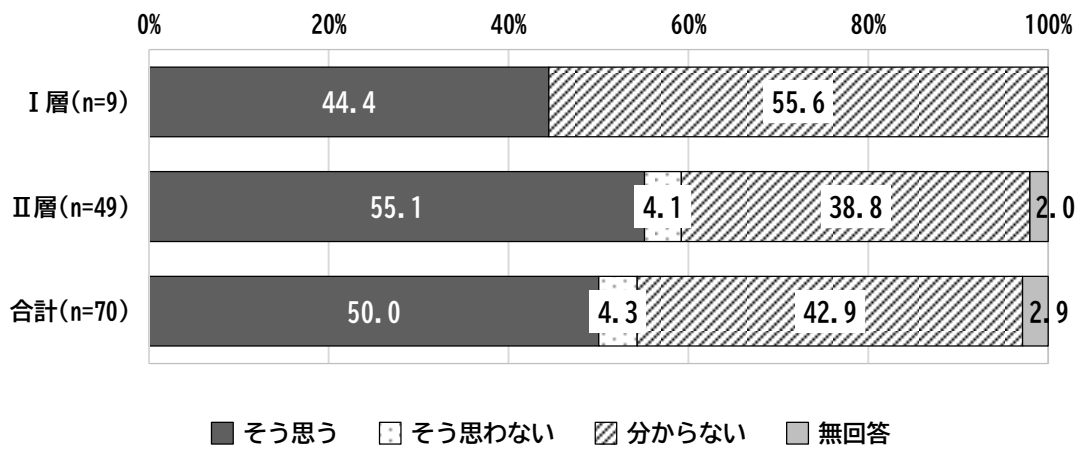
■子どもをどの学校まで進学させたいか（保護者回答）



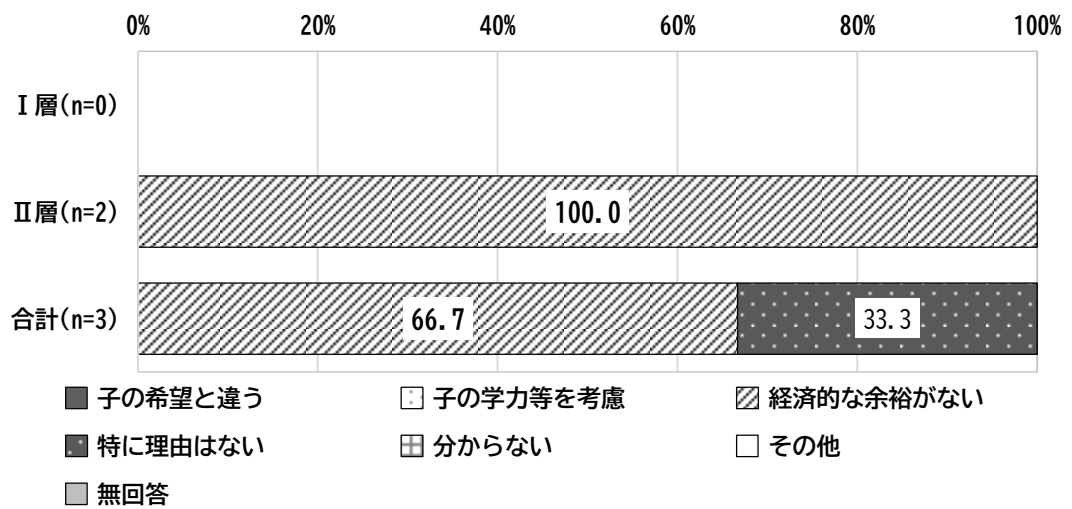
■どの学校まで進学したいか（子ども回答）



■ 子どもの進学の実現可能性（保護者回答）



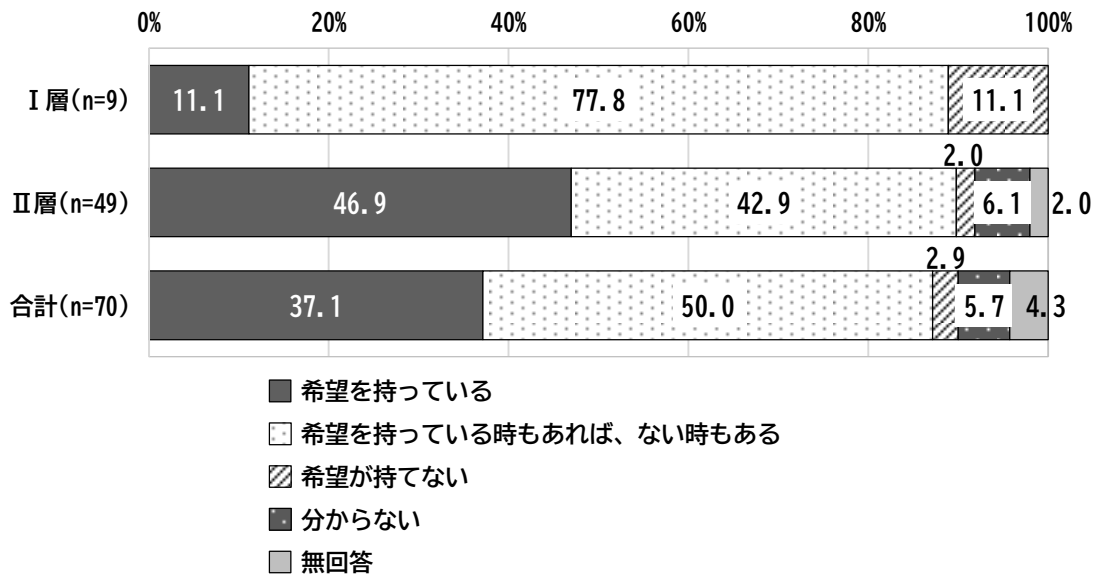
■ 子どもの進学が希望どおりにならないと思う理由（保護者回答）



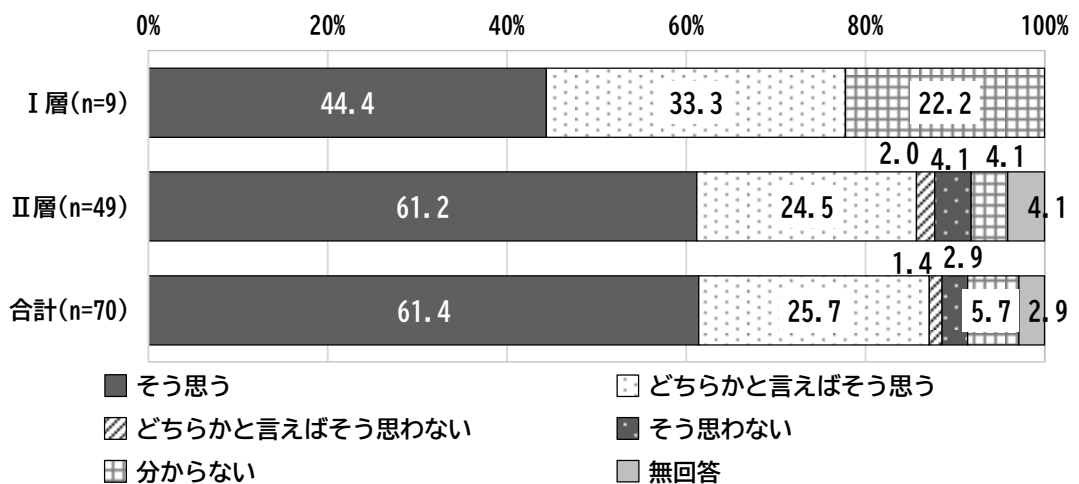
③社会環境

- I層の保護者において、将来に前向きな希望を持ってない時がある割合が高くなっています。
- I層の子どもにおいて、将来のために勉強等を頑張りたいと思う割合が低くなっています。

■自分の将来に対して前向きな希望を持っているか（保護者回答）



■将来のためにも、今、勉強やスポーツ等を頑張りたいと思うか（子ども回答）



3 基本方針

子どもの貧困対策推進計画の基本理念は、子ども・子育て支援の一環として推進する方が効果的あると考えられるため、「第2期山江村子ども・子育て支援事業計画」と同一となる「むらを誇り、思いやりあふれる子が育つ 山江村」とします。子どもの貧困対策推進計画では、この基本理念の実現のために、4つの基本方針に基づいて計画の推進を図ります。

基本方針1 教育の支援

子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。

貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、保育等施設および学校の体制整備と公的な支援を行います。また、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないように、支援の充実を図ります。

基本方針2 生活・就労の支援

子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化がさらなる生活困難につながってしまう悪循環が見られます。生活が困難な状況にある子どもを支援するため、必要な日常生活習慣を身に付けられるよう支援を行います。

また、親子ともに健やかな生活を送ることができるよう、必要な経済的援助を行うとともに、保護者の就労支援を行うほか、子ども・若者に対しても就労への支援の充実を図ります。

基本方針3 経済的支援

様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。

本村においても、子育て、教育、医療などの支出に対して負担感や不安感を感じる人が多くなっています。

経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を推進します。

基本方針4 連携体制等の構築

子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。

子どものSOSに気づくため、地域全体で問題や困りごとを発見できる環境を整備します。また、関係機関・団体との連携・協力を図りながら、発見・支援のためのネットワークを構築するとともに、必要な支援に迅速につなげることができる体制を整備します。

4 主な取組

基本方針1 教育の支援

◆施策の方向性

貧困の世代間連鎖を解消するために、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係部門等との連携、地域の人材を活用した学びの場づくり、就学前教育・保育支援などを通じて、総合的に対策を推進します。

また、保育を必要とする子育て家庭のニーズに対応するため、子どもの成育環境や教育・保育体制の整備、改善充実を図ります。

さらに、教育の機会均等を保障するため、教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

(1) 学校教育の充実

施策	内容	関係課
①学校教育による学力保障	基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身に付けさせる指導や自立した生き方ができるよう、基礎学力を保障する学校の取組を支援します。	教育委員会
②教職員に対する啓発	子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等に積極的に参加し、スキルアップに努めます。	教育委員会 健康福祉課
③キャリア教育に関する学習	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。	教育委員会
④乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	保育園・認定こども園などから小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。	教育委員会 健康福祉課

(2) 学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

施 策	内 容	関係課
①専門職の力を活用した相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。	教育委員会
②学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育委員会、健康福祉課などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。	教育委員会 健康福祉課

(3) 地域の人材を活用した学びの場づくり

施 策	内 容	関係課
①多世代交流の推進	教育・保育施設や学校等において、高齢者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。	教育委員会 健康福祉課

(4) 就学前教育・保育の充実

施 策	内 容	関係課
①就学前教育・保育の質の向上	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。	健康福祉課
②多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	子育て家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児保育、障害児保育など保育サービスの充実に取り組みます。	健康福祉課

(5) 就学支援の充実

施 策	内 容	関係課
①就学援助の周知の拡充	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、村広報やホームページの活用など住民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。	教育委員会
②高校生・大学生を対象とした就学の支援	奨学金の出願の資格を有する生徒に対し、山江村奨学金貸付事業などを活用して奨学金を貸与し、有能な人材の育成を図ります。	教育委員会

基本方針2 生活・就労の支援

◆施策の方向性

保護者の自立支援のために、心身の健康を確保し、社会参加の機会等にも配慮しながら、相談事業の充実や情報提供を図るとともに、また、子どもの生活の支援として、地域力を活かした居場所づくりや、食育など成長段階に応じた切れ目のない支援を実施します。

貧困の状況にある世帯の生活を安定させるために、子育てと仕事の両立など、保護者が働きやすい環境づくりを行うとともに、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワークと連携した就労機会の確保、離職者等に対する就業相談等に関する情報提供を行います。

また、貧困の連鎖を防止するために、子どもに労働に対する意識を持たせ、就業相談等の就労支援に取り組みます。

(1) 子どもたちの居場所づくり

施策	内容	関係課
①放課後子ども教室の内容充実	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。	教育委員会
②多世代交流の推進(再掲)	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。	教育委員会 健康福祉課
③子どもが安心して過ごす場所や機会の提供	社会福祉法人などに対し、地域における公益的な取組として、保護者が家にいないときなど、子どもが安心して過ごす場所としてのフリースペースの提供を働きかけます。また、学習意欲と関係する自己肯定感の育成を図るため、学校、家庭、地域などと連携し、様々な体験・交流活動の機会の提供に努めます。	教育委員会 健康福祉課



(2) 子どもの健康・生活への支援

施 策	内 容	関係課
①子どもの発育・発達の支援	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。また、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。	教育委員会 健康福祉課
②成長・発達段階に応じた食育の推進	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、保育等施設や学校、地域と連携した食育の取組などを通して、子どもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。	教育委員会 健康福祉課

(3) 子どもへの就労支援の充実

施 策	内 容	関係課
①キャリア教育に関する学習（再掲）	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。	教育委員会
②職場体験の推進	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に、職場体験を実施します。	教育委員会

(4) 保護者の就労支援

施 策	内 容	関係課
①保護者の就労支援	村内事業所に関する情報提供を行います。また、ハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供などを行います。	健康福祉課 企画調整課
②ひとり親家庭等の自立支援	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組みます。	健康福祉課

(5) 保護者の健康確保

施 策	内 容	関係課
①保護者の健康面に対しての専門的な対応	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談を実施し、保護者の健康に関する不安を解消します。	健康福祉課

(6) 保護者の教育力の向上

施 策	内 容	関係課
①保護者の教育力向上に対する支援	子どもが心身ともに健やかに成長を遂げて行く上で、家庭での教育は重要な役割を果たすことから、保護者に向けた家庭教育の充実を図るため、家庭教育学級等の学習機会の提供をはじめ、家庭教育に関する情報や資料の提供を行うほか、保護者の悩みに対する相談事業等を行います。	教育委員会 健康福祉課

(7) 暮らしへの支援

施 策	内 容	関係課
①相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	生活上の不安や課題を抱える家庭に対し相談事業等を実施し、適切な支援を行います。また、必要に応じて関係機関とも連携し支援を実施します。	健康福祉課
②仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組	仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発活動に取り組みます。	総務課 企画調整課



基本方針3 経済的支援

◆施策の方向性

貧困の状況にある家庭の生活を下支えするために、法律等に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給、各種支援など、経済的支援を行います。

(1) 生活を下支えする経済的な支援

施策	内容	関係課
①子育て世帯への経済的な支援	子育ての経済的な負担を軽減するため、子どもの医療費の助成などの支援に取り組みます。	健康福祉課
②ひとり親家庭への経済的な支援	各種手当等の支給やひとり親家庭の医療費の助成などに取り組みます。	健康福祉課



基本方針4 連携体制等の構築

◆施策の方向性

子どもの貧困対策には、貧困の状況にいる子ども、貧困の状況に陥る恐れのある子どもに対し、早期かつ一貫性があり、切れ目のない支援体制の確立が必要とされています。

国が示す3つの「つなぐ」*と地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど、子どもの成長・発達段階に応じて、切れ目なく教育と福祉をつなぎ、関係行政機関、地域などもつなぐための支援体制を整備します。

※国が示す3つの「つなぐ」（「子供の貧困対策に関する大綱」より）

- ①子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぐ」
- ②教育と福祉を「つなぐ」
- ③関係行政機関、企業、自治会などを「つなぐ」

(1) 相談体制の整備・充実

施策	内容	関係課
①妊娠期からの切れ目ない支援	子育て世代包括支援センターの設置を視野に入れ、妊娠・出産・子育てを切れ目ない支援取り組みます。	健康福祉課
②総合的な児童虐待防止の推進	子ども家庭総合支援拠点の設置を視野にいれながら、要保護児童対策地域協議会において、子どもの虐待対策のため、関係機関等との連携を強化し、具体的な支援策を講じながら適切な支援を行います。	教育委員会 健康福祉課
③相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。	教育委員会 健康福祉課

(2) 関係機関による連携強化・ネットワークの整備

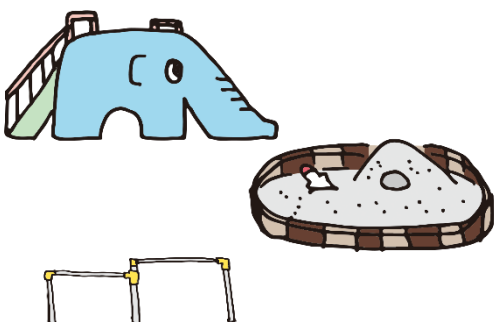
施 策	内 容	関係課
①地域ネットワーク体制の整備	相談体制や機関の充実を図るとともに、山江村内の関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークを整備します。	健康福祉課
②福祉部門と教育委員会・学校などとの連携強化	スクールソーシャルワーカー等の活用を図り、学校と福祉関係部門などの連携・協働を推進し、貧困・虐待など、子どもを取り巻く環境の調整・改善に取り組みます。	教育委員会 健康福祉課

(3) 早期発見と必要な支援へのつなぎ

施 策	内 容	関係課
①母子保健施策における早期発見	保健師による妊産婦訪問、乳児家庭訪問、乳幼児健康診査を通して、支援を必要とする母子の早期発見に努め、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	健康福祉課
②乳幼児期から学齢期までのあらゆる機会を通じた早期発見	保育施設等や学校、放課後児童クラブなどのあらゆる機関において、子どもの様子や保護者との関わりから家庭や子どもが抱える課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに関係機関への紹介やつなぎを行います。	教育委員会 健康福祉課
③相談窓口での早期発見	保護者からの相談を通して、子どもや家庭の課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。	健康福祉課
④地域との連携による早期発見	民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会などが協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて、支援が必要な家庭や子どもを早期発見し、生活支援や福祉制度へつなぎます。	健康福祉課

(4) 子どもたちを応援する地域づくり

施策	内容	関係課
①地域資源の掘り起こしと育成	関係機関と連携・協力し、子どもたちを応援する地域や支援者の人材発掘や育成等に取り組みます。	健康福祉課
②身近な地域での声かけ	社会福祉協議会と連携・協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて声かけを行い、生活困窮世帯の孤立を防ぎます。	健康福祉課
③村民への啓発	広く村民等に対し、子ども・子育てに関する情報の発信などを実施し、地域全体で子育て家庭や子どもたちを応援する意識づくりに取り組みます。	健康福祉課
④多世代交流の推進 (再掲)	保育等施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。	教育委員会 健康福祉課



第8章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要となるため、本計画を村民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実反映させていくことが重要です。

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育等施設、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本村ではこれまで、子育て支援に関する情報および利用方法などを広報・ホームページやケーブルテレビを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど村民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や村内の多様な施設・サービスなどの情報を、広報やインターネット、ケーブルテレビ、パンフレットなどの作成・配布等を通じて、村民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育園などの施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応など、村の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報などを通じて公表してまいります。

資料編

1 山江村子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、山江村子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し、必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 山江村子ども・子育て会議委員

No	氏名	所属	役職	条例根拠・備考
1	湊田 秀雄	山江保育園 園長	会長	第3条第2項第2号
2	吉川 和子	山江村民生委員児童委員協議会	副会長	第3条第2項第1号
3	坂田 妃美	山江村民生委員児童委員協議会	委員	第3条第2項第1号
4	内田 正紀	山江村学校長会 会長	委員	第3条第2項第1号
5	東 一幸	章鹿倉保育園 園長	委員	第3条第2項第2号
6	本村 久美子	万江保育園 園長	委員	第3条第2項第2号
7	角村 久美子	まえ学童クラブ	委員	第3条第2項第2号
8	穴見 和佳	子どもの保護者	委員	第3条第2項第3号

3 計画策定の経緯

	開催内容	開催年月日
第1回	・第2期山江村子ども・子育て支援事業計画について（ニーズ調査について）	平成30年6月28日
第2回	・第2期山江村子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（案）について ・第2期山江村子ども・子育て支援事業計画の今後のスケジュールについて	平成30年10月15日
第3回	・第2期山江村子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告について	平成31年3月27日
第4回	・第2期山江村子ども・子育て支援事業計画【素案】について	令和元年12月16日
第5回	・第2期山江村子ども・子育て支援事業計画【案】について	令和2年2月26日

4 用語解説

あ行

■一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

■延長保育事業(時間外保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。

か行

■教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

■協働

様々な主体が相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、開かれたプロセスで行う共同活動のことをいう。協働により単独では得られない相乗効果が期待でき、互いの組織や活動内容の補完や改善を図ることができる。

■国民生活基礎調査

厚生労働省が政策の基礎資料とするため、保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的事項について行う調査。

■子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

■子ども家庭総合支援拠点

管内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、福祉に関する必要な支援業務を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図る拠点。

■子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。

■子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子

ども及び子どもの保護者に対する支援。

■子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

さ行

■事業所内保育

0～2歳児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育も行う事業。

■小規模保育

0～2歳児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。保育所分園に近い類型（A型）、家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型（C型）、その中間的な類型（B型）の3類型がある。

■スクールカウンセラー

学校において児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、保護者や教職員に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられ、SCと略される。

■スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童・生徒の社会環境を構成する家族、友人、学校、地域への働きかけや、公的機関との連携といった福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などの他、教職や福祉の経験者が就く場合もある。SSWと略される。

■絶対的貧困

人々が生活するために必要な食料や医療などが欠けており、必要最低限の生活水準が満たされていない状態。

■相対的貧困

一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ておらず、ある社会で一般的と考えられているレベルの生活ができない状態にあること。

た行

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

■地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相

談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

■地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業。

■地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育を行う事業。

■等価可処分所得

世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた手取り収入）を世帯全員の平方根で割って調整した所得のこと。

■DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫や恋人等のパートナー、家族等親しい人間関係の間で起こる暴力。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれる。

な行

■乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

■認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する施設。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも継続して利用できる。また、地域における子育て支援として、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う。

■妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

は行

■バリアフリー

高齢者・障害のある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去するという考え方。

■病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

■ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

■プラットフォーム

あるものを動かすために必要な、土台となる環境のこと。

■放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

や行

■養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

■要保護児童対策地域協議会

虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見をし、適切な支援を提供すること及び児童虐待の予防を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。

ら行

■利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

わ行

■ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。この実現のための企業等の取組として、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどの導入がある。

第2期山江村子ども・子育て支援事業計画
令和2年度～令和6年度

令和2年3月

発行 山江村 健康福祉課

〒868-8502

熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356-1

TEL 0966-23-3978 (直通) / FAX 0966-24-5669
